





○ 公布した条例の解説	目次
総務学事課	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項を次のように改める。

7 五十五歳(行政職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師である職員(人事委員会規則で定める職員に限る。))及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以後における最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する第五項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第五項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好であり、又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十一条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十八条の三第二項中「再任用職員及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十條の規定は、再任用職員には適用しない。

第十八条の四第一項中「年末年始の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第八条の二第一項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十八条の四に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の規定による勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内に

において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

別表第一から別表第四までを次のように改める。

# 平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,800	192,300	228,700	263,100	289,800	320,600	364,900	410,600	460,900
	2	142,900	194,100	230,300	265,200	292,000	322,800	367,500	413,000	464,000
	3	144,100	195,900	231,900	267,100	294,300	325,100	370,000	415,500	467,000
	4	145,200	197,600	233,500	269,200	296,500	327,300	372,600	417,900	470,000
	5	146,400	199,200	235,100	271,100	298,500	329,600	374,700	419,800	473,000
	6	147,500	201,000	236,800	273,100	300,800	331,600	377,200	422,100	476,000
	7	148,600	202,800	238,400	275,200	303,100	333,800	379,600	424,200	479,000
	8	149,700	204,600	240,000	277,300	305,400	336,000	382,100	426,400	482,100
	9	150,800	206,200	241,600	279,400	307,500	338,100	384,600	428,400	484,800
	10	152,200	208,000	243,200	281,400	309,800	340,300	387,300	430,500	487,900
	11	153,600	209,800	244,800	283,500	312,000	342,400	389,900	432,600	490,900
	12	154,900	211,500	246,400	285,600	314,300	344,600	392,600	434,700	494,000
	13	156,200	213,100	248,000	287,600	316,500	346,600	395,000	436,400	496,700
	14	157,700	215,000	249,500	289,700	318,600	348,600	397,300	438,200	499,000
	15	159,200	216,900	251,000	291,700	320,800	350,700	399,500	440,200	501,300
	16	160,800	218,800	252,500	293,800	322,900	352,700	401,900	442,200	503,600
	17	162,200	220,400	254,000	295,800	325,000	354,600	403,700	444,100	505,700
	18	163,700	222,100	255,900	297,800	327,000	356,600	405,700	445,900	507,100
	19	165,200	223,800	257,700	299,900	329,100	358,500	407,600	447,700	508,600
	20	166,700	225,400	259,500	301,900	331,100	360,400	409,400	449,400	510,000
	21	168,100	227,000	261,200	304,000	333,100	362,400	411,300	451,200	511,200
	22	170,800	228,700	263,100	306,100	335,200	364,300	413,100	452,700	512,600
	23	173,500	230,400	265,000	308,100	337,200	366,300	414,900	454,100	514,100
	24	176,200	232,000	266,700	310,200	339,300	368,200	416,800	455,600	515,600
	25	178,900	233,500	268,700	312,000	340,900	370,200	418,600	457,000	516,700
	26	180,600	235,100	270,600	314,100	342,800	372,100	420,100	458,300	517,800
	27	182,300	236,600	272,400	316,200	344,800	374,100	421,600	459,600	519,000
	28	184,000	238,000	274,300	318,200	346,700	376,100	423,200	460,800	520,200
	29	185,500	239,400	276,000	320,200	348,400	377,600	424,800	461,800	521,200
	30	187,300	240,600	277,900	322,200	350,300	379,400	426,100	462,500	522,100
	31	189,100	241,800	279,800	324,300	352,200	381,200	427,400	463,300	523,000
	32	190,700	243,100	281,600	326,400	354,000	382,800	428,600	464,000	523,900
	33	192,300	244,400	283,300	327,900	355,900	384,600	429,800	464,700	524,700
	34	193,800	245,800	285,200	329,900	357,700	386,000	431,100	465,500	525,600
	35	195,300	247,100	287,000	331,900	359,500	387,500	432,400	466,200	526,300
	36	196,700	248,400	288,900	334,000	361,200	389,100	433,600	466,800	526,800
	37	198,000	249,400	290,600	335,900	362,600	390,500	434,800	467,300	527,500
	38	199,300	250,900	292,300	337,800	363,900	391,700	435,600	467,900	528,100
	39	200,600	252,500	294,100	339,800	365,300	392,900	436,400	468,500	528,900
	40	201,900	254,000	295,900	341,700	366,700	394,000	437,200	469,100	529,500

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	203,100	255,400	297,600	343,600	368,000	395,100	437,800	469,600	530,000
	42	204,400	256,800	299,300	345,500	368,900	396,300	438,500	470,100	
	43	205,600	258,200	301,000	347,300	370,000	397,500	439,200	470,500	
	44	206,800	259,600	302,600	349,200	371,100	398,600	439,900	470,800	
	45	208,000	260,800	304,300	350,700	371,900	399,300	440,700	471,100	
	46	209,300	262,100	306,000	352,100	372,800	400,000	441,500		
	47	210,500	263,500	307,600	353,600	373,700	400,700	441,900		
	48	211,700	264,900	309,300	355,100	374,600	401,400	442,600		
	49	212,800	266,200	310,500	356,700	375,500	402,000	443,100		
	50	213,900	267,300	312,000	357,500	376,300	402,600	443,500		
	51	215,000	268,600	313,600	358,700	377,100	403,100	443,900		
	52	216,100	269,900	315,200	359,700	377,900	403,500	444,300		
	53	217,200	271,000	316,800	360,600	378,600	403,900	444,700		
	54	218,100	272,100	318,400	361,700	379,300	404,200	445,100		
	55	218,900	273,400	320,000	362,600	380,000	404,500	445,500		
	56	219,800	274,700	321,500	363,700	380,700	404,800	445,800		
	57	220,600	275,800	323,000	364,600	381,200	405,100	446,100		
	58	221,600	276,800	324,200	365,300	381,800	405,400	446,500		
	59	222,600	277,900	325,400	366,000	382,400	405,700	446,800		
	60	223,600	279,000	326,600	366,700	383,100	406,000	447,100		
	61	224,500	280,200	327,300	367,100	383,500	406,300	447,400		
	62	225,500	281,200	328,200	367,700	384,200	406,600			
	63	226,400	282,100	329,000	368,400	384,800	406,900			
	64	227,300	283,100	329,800	369,100	385,400	407,200			
	65	228,000	283,900	330,700	369,400	385,800	407,500			
	66	229,000	284,800	331,100	370,100	386,400	407,800			
	67	230,000	285,600	331,800	370,800	387,000	408,100			
	68	230,900	286,500	332,600	371,500	387,600	408,400			
	69	231,700	287,500	333,400	371,800	388,000	408,600			
	70	232,400	288,300	334,100	372,400	388,500	408,900			
	71	233,100	289,100	334,800	373,100	389,000	409,200			
	72	233,800	289,900	335,500	373,700	389,600	409,500			
	73	234,400	290,700	336,000	374,000	389,900	409,700			
	74	235,000	291,200	336,600	374,600	390,300	410,000			
	75	235,600	291,600	337,100	375,300	390,700	410,300			
	76	236,300	292,100	337,700	375,900	391,100	410,500			
	77	237,000	292,200	338,000	376,300	391,400	410,700			
	78	237,800	292,600	338,500	376,800	391,700	411,000			
	79	238,600	292,800	338,900	377,400	392,000	411,300			
	80	239,400	293,200	339,400	377,900	392,300	411,500			
	81	240,100	293,400	339,800	378,400	392,500	411,700			
	82	240,800	293,600	340,300	379,000	392,800	412,000			
	83	241,500	294,000	340,800	379,500	393,100	412,300			
	84	242,200	294,300	341,300	379,800	393,300	412,500			
	85	242,900	294,600	341,600	380,200	393,500	412,700			
	86	243,600	294,900	342,000	380,700	393,800				
	87	244,300	295,200	342,500	381,100	394,100				
	88	245,000	295,600	342,900	381,500	394,300				

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

89	245,700	295,900	343,200	381,900	394,500				
90	246,200	296,300	343,600	382,400	394,800				
91	246,700	296,600	344,100	382,800	395,100				
92	247,200	297,000	344,500	383,200	395,300				
93	247,500	297,100	344,700	383,500	395,500				
94		297,300	345,100						
95		297,700	345,600						
96		298,100	346,000						
97		298,300	346,100						
98		298,600	346,600						
99		299,000	347,000						
100		299,400	347,300						
101		299,600	347,600						
102		299,900	348,000						
103		300,300	348,400						
104		300,600	348,800						
105		300,800	349,300						
106		301,100	349,700						
107		301,500	350,100						
108		301,800	350,500						
109		302,000	351,000						
110		302,400	351,400						
111		302,800	351,700						
112		303,100	352,000						
113		303,200	352,500						
114		303,500							
115		303,800							
116		304,200							
117		304,400							
118		304,600							
119		304,900							
120		305,200							
121		305,600							
122		305,800							
123		306,100							
124		306,400							
125		306,700							
再任用職員	187,600	215,400	257,700	277,100	292,200	317,600	359,300	392,400	443,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。



# 平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,800	180,600	207,500	246,800	293,300	320,400	349,000	384,900	425,700
	2	166,500	182,400	209,500	248,600	295,500	322,500	351,200	387,000	427,500
	3	168,300	184,200	211,500	250,400	297,600	324,700	353,500	389,000	429,400
	4	170,000	186,000	213,500	252,200	299,800	326,900	355,700	391,000	431,300
	5	171,600	188,000	215,400	253,900	301,600	329,200	357,800	392,800	432,700
	6	173,500	190,300	217,400	255,700	303,800	331,400	359,900	394,700	434,400
	7	175,300	192,600	219,400	257,500	306,100	333,700	362,100	396,500	436,000
	8	177,200	194,900	221,300	259,300	308,300	336,000	364,300	398,200	437,500
	9	179,000	197,200	223,300	260,900	310,400	337,900	366,200	399,900	439,100
	10	180,700	199,800	225,100	262,700	312,600	340,200	368,400	401,900	440,800
	11	182,400	202,300	226,900	264,200	314,900	342,400	370,500	403,900	442,400
	12	184,100	204,800	228,700	265,700	317,100	344,700	372,700	406,000	444,000
	13	186,000	207,300	230,400	267,400	319,200	346,800	374,900	407,800	445,100
	14	188,200	209,100	232,200	268,800	321,500	348,900	377,000	409,900	446,700
	15	190,300	210,900	234,000	270,000	323,700	351,100	379,200	411,900	448,500
	16	192,500	212,700	235,900	271,300	326,000	353,200	381,300	414,000	450,300
	17	194,700	214,500	237,500	272,500	327,900	355,400	383,100	415,700	451,900
	18	197,100	216,400	239,300	274,100	330,200	357,400	385,100	417,400	453,700
	19	199,500	218,200	241,100	275,600	332,300	359,500	387,100	419,100	455,500
	20	201,900	219,900	242,900	277,100	334,600	361,600	389,100	420,700	457,200
	21	204,500	221,600	244,600	278,500	336,700	363,700	390,900	422,400	458,800
	22	206,300	223,400	246,100	279,900	338,700	365,700	393,000	424,000	460,500
	23	208,100	225,200	247,600	281,500	340,800	367,700	395,100	425,400	462,100
	24	209,900	227,000	249,000	283,100	342,800	369,800	397,100	426,900	463,900
	25	211,600	228,600	250,200	284,300	344,800	371,700	398,800	428,200	465,400
	26	213,400	230,300	251,700	286,400	346,900	373,700	400,800	429,600	466,800
	27	215,200	231,900	253,200	288,500	348,900	375,800	402,900	431,100	468,300
	28	216,900	233,500	254,500	290,600	350,900	377,800	405,000	432,700	469,600
	29	218,700	235,000	255,800	292,600	353,100	379,700	406,500	434,000	470,800
	30	220,500	236,700	256,900	294,600	355,200	381,800	408,300	435,700	471,500
	31	222,300	238,400	258,300	296,600	357,200	383,900	410,000	437,400	472,200
	32	224,000	240,200	259,400	298,500	359,300	385,900	411,700	439,000	472,900
	33	225,700	241,800	260,500	300,400	361,000	387,800	413,400	440,400	473,400
	34	227,400	243,400	261,800	302,200	363,000	389,900	414,900	442,100	474,200
	35	229,000	245,000	263,000	304,100	365,000	392,000	416,500	443,800	474,900
	36	230,600	246,500	264,200	306,000	367,100	393,900	418,000	445,400	475,500
	37	232,100	247,800	265,300	307,800	369,000	395,600	419,300	446,800	475,800
	38	233,800	249,300	266,500	309,700	371,100	397,100	420,800	447,500	476,400
	39	235,500	250,700	267,700	311,600	373,100	398,400	422,300	448,200	476,900
	40	237,300	251,900	268,800	313,400	375,100	399,800	423,800	448,900	477,400

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	238,900	253,200	270,000	315,300	377,100	401,000	425,300	449,300	477,900
	42	240,400	254,400	271,600	317,100	379,200	402,100	426,600	449,900	478,300
	43	241,900	255,700	273,100	319,000	381,300	403,100	427,900	450,600	478,700
	44	243,300	256,800	274,300	320,900	383,300	404,100	429,100	451,200	479,100
	45	244,500	258,000	275,500	322,700	385,000	405,300	430,100	452,000	479,400
	46	245,700	259,200	277,100	324,600	386,700	406,500	430,800	452,700	
	47	246,900	260,400	278,800	326,500	388,300	407,600	431,600	453,200	
	48	248,100	261,600	280,400	328,300	390,000	408,800	432,400	453,700	
	49	249,100	262,700	282,200	329,900	391,400	410,100	432,900	454,200	
	50	250,200	263,900	283,900	331,500	392,400	410,900	433,300	454,500	
	51	251,500	265,100	285,600	333,100	393,400	411,700	433,700	454,800	
	52	252,600	266,300	287,200	334,800	394,400	412,400	434,000	455,200	
	53	253,700	267,500	288,700	336,500	395,700	412,900	434,300	455,600	
	54	255,000	268,800	290,500	338,200	396,800	413,600	434,700	455,800	
	55	256,100	270,300	292,200	340,000	397,900	414,300	435,000	456,100	
	56	257,300	271,500	294,000	341,800	399,100	414,900	435,300	456,300	
	57	258,500	272,600	295,600	343,000	400,400	415,600	435,600	456,700	
	58	259,500	274,300	297,300	344,700	401,200	416,000	435,900	456,900	
	59	260,500	275,900	299,100	346,400	402,000	416,600	436,200	457,100	
	60	261,600	277,500	300,900	348,000	402,700	417,200	436,500	457,300	
	61	262,700	279,100	302,400	349,600	403,200	417,600	436,800	457,700	
	62	263,900	280,700	304,200	351,300	403,900	418,200	437,100		
	63	265,100	282,300	306,000	353,000	404,600	418,700	437,400		
	64	266,100	283,900	307,700	354,700	405,300	419,200	437,700		
	65	267,200	285,400	309,200	356,300	405,600	419,700	438,000		
	66	268,500	286,800	310,900	357,900	406,300	420,300	438,300		
	67	269,900	288,300	312,500	359,500	407,000	420,700	438,600		
	68	271,200	289,800	314,200	361,100	407,600	421,200	438,900		
	69	272,400	291,400	315,800	362,300	408,000	421,600	439,100		
	70	273,800	292,900	317,200	363,700	408,500	421,900	439,400		
	71	275,200	294,500	318,700	365,000	409,100	422,200	439,700		
	72	276,600	296,100	320,200	366,400	409,600	422,500	440,000		
再任 用職 員以 外の 職員	73	277,900	297,400	321,200	367,600	410,100	422,800	440,200		
	74	279,300	298,800	322,800	368,800	410,500	423,100	440,500		
	75	280,700	300,300	324,400	370,100	411,000	423,400	440,800		
	76	282,000	301,800	326,100	371,400	411,500	423,700	441,100		
	77	283,200	302,900	327,900	372,700	412,000	423,900	441,300		
	78	284,400	304,400	329,600	373,900	412,500	424,200	441,600		
	79	285,600	305,800	331,200	375,100	413,100	424,500	441,900		
	80	286,700	307,300	332,800	376,300	413,600	424,800	442,200		
	81	288,000	308,800	334,500	377,500	414,000	425,000	442,400		
	82	289,200	310,200	336,200	378,700	414,600	425,300	442,700		
	83	290,500	311,500	337,800	379,800	415,100	425,600	443,000		
	84	291,800	312,900	339,500	381,000	415,300	425,800	443,300		
	85	293,000	314,100	340,900	382,100	415,600	426,000	443,500		
	86	294,200	315,600	342,400	382,700	416,100	426,300			
	87	295,400	317,000	343,900	383,200	416,400	426,600			
	88	296,600	318,500	345,400	383,800	416,700	426,800			

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

89	297,700	320,000	346,700	384,400	417,000	427,000
90	298,900	321,500	347,900	385,000	417,400	427,300
91	300,000	322,900	349,200	385,600	417,800	427,600
92	301,200	324,400	350,500	386,200	418,200	427,800
93	302,000	325,700	351,900	386,500	418,500	428,000
94	303,300	327,000	353,400	387,000		
95	304,500	328,400	354,900	387,600		
96	305,800	329,700	356,400	388,100		
97	306,900	330,900	357,700	388,500		
98	308,100	332,200	358,900	388,900		
99	309,300	333,500	360,000	389,500		
100	310,500	334,800	361,200	390,000		
101	311,700	336,200	362,300	390,400		
102	312,700	337,100	363,400	390,900		
103	313,800	338,300	364,500	391,500		
104	314,800	339,500	365,700	392,000		
105	315,600	340,600	366,900	392,300		
106	316,200	341,700	367,400	392,700		
107	316,800	342,700	368,000	393,200		
108	317,500	343,800	368,600	393,500		
109	318,000	345,000	369,200	393,800		
110	318,500	346,000	369,700	394,300		
111	319,100	347,000	370,200	394,800		
112	319,700	347,900	370,700	395,300		
113	320,500	348,800	371,100	395,600		
114	321,200	349,700	371,500	396,100		
115	321,900	350,700	372,100	396,600		
116	322,600	351,700	372,600	397,100		
117	323,200	352,700	373,000	397,400		
118	324,000	353,200	373,500	397,900		
119	324,700	353,800	374,100	398,400		
120	325,500	354,400	374,600	398,900		
121	326,100	354,700	374,700	399,300		
122	326,400	355,100	375,300	399,800		
123	326,900	355,600	375,800	400,200		
124	327,400	356,000	376,200	400,700		
125	327,700	356,400	376,700	401,100		
126		356,800	377,200			
127		357,300	377,700			
128		357,700	378,200			
129		358,100	378,500			
130		358,500	379,000			
131		358,900	379,500			
132		359,300	380,000			
133		359,500	380,300			
134		360,000	380,800			
135		360,400	381,200			
136		360,700	381,600			

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

	137		361,000	381,900						
	138		361,400	382,400						
	139		361,900	382,900						
	140		362,400	383,400						
	141		362,700	383,700						
	142		363,200							
	143		363,700							
	144		364,200							
	145		364,500							
再任用職員		241,400	253,300	257,600	291,400	307,900	322,000	345,600	380,800	412,400

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

# 平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

## 別表第三 教育職給料表（第二条関係）

### イ 教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	155,300	200,000	260,500	331,000	419,800
	2	156,800	201,700	263,000	333,200	421,600
	3	158,300	203,300	265,400	335,500	423,400
	4	159,800	205,000	267,900	337,700	425,100
	5	161,600	206,900	270,500	340,000	426,600
	6	163,500	208,600	272,900	342,200	428,100
	7	165,300	210,300	275,200	344,500	430,000
	8	167,100	211,900	277,500	346,800	431,900
	9	168,900	213,600	280,000	348,900	433,700
	10	171,000	215,500	282,400	351,000	435,500
	11	173,100	217,300	284,800	353,200	437,400
	12	175,100	219,100	287,200	355,300	439,200
	13	177,100	220,800	289,700	357,500	440,900
	14	179,300	222,800	291,800	359,500	442,800
	15	181,600	224,800	293,900	361,500	444,600
	16	183,900	226,800	296,100	363,500	446,500
	17	186,200	228,600	298,300	365,400	448,200
	18	188,800	231,300	301,000	367,300	450,000
	19	191,400	234,000	303,600	369,300	451,800
	20	193,900	236,700	306,300	371,300	453,600
	21	196,400	239,400	308,800	373,100	455,200
	22	198,100	242,300	311,500	375,100	456,900
	23	199,800	245,100	314,000	377,000	458,800
	24	201,500	247,800	316,700	378,900	460,500
	25	203,100	250,500	319,400	380,400	462,200
	26	204,800	253,100	321,700	382,200	463,800
	27	206,400	255,600	324,100	384,100	465,400
	28	207,900	258,100	326,400	386,000	466,900
	29	209,400	260,800	328,700	387,900	468,400
	30	211,100	263,200	330,700	389,800	469,700
	31	212,800	265,500	332,900	391,700	471,000
	32	214,500	267,800	335,100	393,700	472,300
	33	216,000	270,100	337,200	395,400	473,500
	34	217,800	272,400	339,400	397,100	474,200
	35	219,500	274,600	341,600	398,700	474,900
	36	221,200	276,800	343,700	400,500	475,600
	37	222,800	279,200	345,900	401,700	476,200
	38	224,600	281,200	348,000	403,200	
	39	226,400	283,300	350,200	404,600	
	40	228,200	285,400	352,300	406,000	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	230,000	287,400	354,400	407,700
	42	231,800	290,000	356,500	409,100
	43	233,600	292,400	358,500	410,400
	44	235,300	294,900	360,600	411,900
	45	236,900	297,100	362,600	413,500
	46	238,600	299,700	364,700	414,800
	47	240,000	302,200	366,700	416,300
	48	241,400	304,900	368,700	417,900
	49	242,900	307,300	370,500	419,600
	50	244,400	309,700	372,300	421,000
	51	245,800	312,200	374,300	422,600
	52	247,300	314,600	376,300	424,100
	53	248,600	317,000	378,200	425,800
	54	249,900	319,200	380,000	427,300
	55	251,300	321,300	381,800	428,900
	56	252,700	323,500	383,500	430,500
	57	254,100	325,800	385,000	432,000
	58	255,200	327,900	386,600	433,500
	59	256,500	330,100	388,300	434,700
	60	257,800	332,100	390,000	435,900
	61	259,100	334,300	391,200	437,100
	62	260,600	336,400	392,600	438,400
	63	262,000	338,600	394,000	439,700
	64	263,300	340,800	395,300	440,900
	65	264,700	342,700	396,700	442,100
	66	266,300	344,900	397,900	443,300
	67	267,900	347,000	399,300	444,500
	68	269,600	349,200	400,700	445,700
	69	271,100	351,200	402,000	446,900
	70	272,500	353,200	403,300	448,100
	71	274,000	355,300	404,700	449,300
	72	275,500	357,300	406,000	450,500
	73	276,600	359,100	407,300	451,600
	74	278,000	361,000	408,700	452,200
	75	279,400	362,900	410,100	452,700
	76	280,700	364,800	411,400	453,200
再任	77	282,100	366,700	412,600	453,700
用職	78	283,300	368,400	413,800	
員以	79	284,500	370,100	415,100	
外の	80	285,700	371,700	416,500	
職員	81	286,900	373,200	417,800	
	82	288,100	374,700	419,000	
	83	289,300	376,200	420,000	
	84	290,500	377,600	421,200	
	85	291,700	378,700	422,400	
	86	292,800	380,100	423,600	
	87	294,000	381,500	424,800	
	88	295,200	382,800	425,800	

89	296,400	384,100	426,900
90	297,500	385,400	427,900
91	298,700	386,600	428,900
92	299,900	387,900	429,900
93	300,700	389,200	430,800
94	301,700	390,300	431,600
95	302,900	391,600	432,400
96	304,100	392,800	433,200
97	305,100	394,200	434,000
98	306,200	395,200	434,400
99	307,200	396,300	434,800
100	308,300	397,300	435,200
101	309,200	398,200	435,600
102	310,300	399,200	435,900
103	311,400	400,300	436,200
104	312,400	401,400	436,500
105	313,000	402,100	436,800
106	313,900	403,000	437,100
107	314,700	403,900	437,400
108	315,500	404,800	437,600
109	316,400	405,600	437,800
110	316,800	406,500	
111	317,200	407,300	
112	317,700	408,100	
113	318,300	408,700	
114	318,700	409,400	
115	319,200	410,100	
116	319,700	410,800	
117	320,300	411,400	
118	320,800	411,900	
119	321,200	412,300	
120	321,700	412,700	
121	322,200	413,100	
122	322,600	413,400	
123	323,100	413,700	
124	323,600	413,900	
125	324,200	414,100	
126	324,500	414,400	
127	324,800	414,700	
128	325,100	414,900	
129	325,300	415,100	
130	325,600	415,400	
131	325,900	415,700	
132	326,200	415,900	
133	326,400	416,100	
134	326,600	416,400	
135	326,800	416,700	
136	327,100	416,900	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	137	327,400	417,100			
	138	327,600	417,400			
	139	327,900	417,700			
	140	328,200	417,900			
	141	328,400	418,100			
	142	328,600	418,400			
	143	328,900	418,700			
	144	329,100	418,900			
	145	329,400	419,100			
	146	329,600				
	147	329,900				
	148	330,200				
	149	330,400				
	150	330,600				
	151	330,900				
	152	331,200				
	153	331,400				
再任用職員		236,100	277,200	305,900	334,000	418,100

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



# 平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

## ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	155,300	171,300	260,500	290,000	409,600
	2	156,800	173,400	263,000	292,700	411,100
	3	158,300	175,500	265,400	295,600	412,600
	4	159,800	177,700	267,900	298,300	414,100
	5	161,600	179,800	270,500	300,900	415,500
	6	163,500	182,000	272,900	303,300	416,900
	7	165,300	184,200	275,200	305,800	418,400
	8	167,100	186,400	277,500	308,400	420,000
	9	168,900	188,800	280,000	310,900	421,400
	10	171,000	191,600	282,400	313,700	422,800
	11	173,100	194,400	284,800	316,500	424,200
	12	175,100	197,100	287,200	319,400	425,500
	13	177,100	200,000	289,700	322,000	426,800
	14	179,300	201,700	291,800	324,200	428,200
	15	181,600	203,300	293,900	326,400	429,600
	16	183,900	205,000	296,100	328,700	431,000
	17	186,200	206,900	298,300	331,000	432,200
	18	188,800	208,600	301,000	333,200	433,500
	19	191,300	210,300	303,600	335,500	434,700
	20	193,900	211,900	306,300	337,700	436,000
	21	196,400	213,600	308,800	340,000	437,100
	22	198,100	215,500	311,500	342,200	438,300
	23	199,800	217,300	314,000	344,500	439,600
	24	201,500	219,100	316,700	346,800	440,900
	25	203,100	220,800	319,400	348,900	442,200
	26	204,700	222,800	321,700	350,700	443,400
	27	206,300	224,800	324,100	352,600	444,400
	28	207,800	226,800	326,400	354,500	445,500
	29	209,300	228,600	328,700	356,400	446,700
	30	211,000	231,300	330,700	358,200	447,500
	31	212,600	234,000	332,900	359,900	448,300
	32	214,300	236,700	335,100	361,800	449,200
	33	215,800	239,400	337,200	363,500	450,100
	34	217,500	242,300	339,300	365,200	450,600
	35	219,100	245,100	341,400	366,900	451,100
	36	220,700	247,800	343,400	368,700	451,600
	37	222,200	250,500	345,500	370,600	452,100
	38	223,900	253,100	347,400	372,100	
	39	225,600	255,600	349,400	373,700	
	40	227,300	258,100	351,300	375,300	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	229,000	260,800	353,200	376,600
	42	230,800	263,200	355,000	378,000
	43	232,600	265,500	356,800	379,500
	44	234,300	267,800	358,500	381,000
	45	236,000	270,100	360,300	382,500
	46	237,600	272,400	362,000	384,100
	47	239,200	274,600	363,600	385,700
	48	240,600	276,800	365,200	387,200
	49	242,200	279,200	366,600	388,600
	50	243,600	281,200	368,100	390,100
	51	245,200	283,300	369,800	391,600
	52	246,400	285,400	371,400	393,000
	53	247,700	287,400	372,900	394,200
	54	249,200	290,000	374,400	395,500
	55	250,500	292,400	375,900	396,600
	56	251,800	294,900	377,400	397,700
	57	253,200	297,100	378,900	399,200
	58	254,400	299,700	380,300	400,400
	59	255,600	302,200	381,700	401,600
	60	256,900	304,900	383,000	402,900
	61	258,300	307,300	383,900	404,100
	62	259,700	309,700	385,100	405,100
	63	261,000	312,200	386,300	406,500
	64	262,000	314,600	387,400	407,800
	65	263,000	317,000	388,400	409,000
	66	264,500	319,200	389,600	410,100
	67	266,100	321,300	390,600	411,300
	68	267,600	323,500	391,700	412,400
	69	269,200	325,800	392,900	413,400
	70	270,700	327,900	393,900	414,600
	71	272,200	330,100	395,000	415,800
	72	273,700	332,100	396,200	417,000
	73	274,900	334,300	397,200	417,600
	74	276,100	336,400	398,300	418,400
	75	277,400	338,600	399,400	419,100
	76	278,700	340,800	400,500	419,600
再任 用職 員以 外の 職員	77	280,100	342,600	401,400	419,900
	78	281,200	344,500	402,300	420,300
	79	282,400	346,400	403,300	420,700
	80	283,600	348,200	404,300	421,100
	81	284,900	350,000	405,100	421,400
	82	285,900	351,800	405,900	421,800
	83	287,100	353,500	406,600	422,200
	84	288,300	355,300	407,400	422,500
	85	289,300	356,700	408,100	422,800
	86	290,200	358,300	408,900	423,200
	87	291,200	360,000	409,600	423,600
	88	292,200	361,500	410,300	423,900

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

89	293,300	362,900	410,900	424,200
90	294,200	364,200	411,600	424,500
91	295,100	365,600	412,100	424,800
92	296,000	367,000	412,800	425,000
93	296,500	368,500	413,200	425,200
94	297,200	369,800	413,600	
95	298,000	371,100	413,900	
96	298,800	372,300	414,200	
97	299,600	373,300	414,500	
98	300,400	374,300	414,800	
99	301,200	375,300	415,100	
100	301,900	376,300	415,300	
101	302,800	377,200	415,500	
102	303,300	378,200	415,800	
103	303,800	379,200	416,100	
104	304,300	380,200	416,300	
105	304,500	381,000	416,500	
106	304,900	381,900	416,800	
107	305,200	382,800	417,100	
108	305,400	383,800	417,300	
109	305,600	384,600	417,500	
110	305,800	385,600		
111	306,100	386,600		
112	306,400	387,600		
113	306,600	388,200		
114	306,800	389,100		
115	307,000	390,000		
116	307,300	390,900		
117	307,600	391,700		
118	307,900	392,400		
119	308,200	393,200		
120	308,500	394,000		
121	308,600	394,600		
122	308,800	395,400		
123	309,100	396,100		
124	309,400	396,800		
125	309,600	397,400		
126		398,100		
127		398,600		
128		399,200		
129		399,900		
130		400,500		
131		401,000		
132		401,500		
133		401,800		
134		402,100		
135		402,400		
136		402,700		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	137		403,000			
	138		403,300			
	139		403,600			
	140		403,900			
	141		404,200			
	142		404,500			
	143		404,800			
	144		405,100			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
再任用職員		227,200	274,000	301,000	327,300	408,100

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 平成27年3月20日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	141,900	192,000	278,200	331,300	390,000
	2	143,000	194,600	280,700	333,500	392,900
	3	144,200	197,000	283,200	335,700	395,700
	4	145,300	199,400	285,700	337,800	398,500
	5	146,500	201,900	288,100	339,700	400,800
	6	147,800	204,200	290,300	341,800	403,500
	7	149,100	206,400	292,500	343,900	406,200
	8	150,400	208,600	294,700	346,000	408,900
	9	151,500	210,700	296,900	348,000	411,600
	10	153,300	213,000	299,700	350,000	414,200
	11	154,900	215,300	302,400	352,100	416,900
	12	156,500	217,600	305,200	354,100	419,700
	13	158,000	219,700	307,600	356,200	422,400
	14	160,000	222,100	310,300	358,100	425,100
	15	161,900	224,500	313,000	360,000	427,900
	16	163,900	226,900	315,800	361,900	430,600
	17	165,700	229,100	318,400	363,800	433,100
	18	167,900	231,900	320,600	365,700	435,700
	19	170,200	234,800	322,900	367,600	438,200
	20	172,300	237,600	325,100	369,600	440,800
	21	174,500	240,000	327,400	371,200	443,300
	22	176,900	242,600	329,400	373,200	445,900
	23	179,300	245,000	331,400	375,100	448,500
	24	181,600	247,700	333,500	377,000	451,000
	25	183,700	250,400	335,600	378,600	453,200
	26	185,900	252,800	337,500	380,300	455,500
	27	188,000	255,200	339,300	382,200	458,000
	28	190,100	257,600	341,200	384,100	460,500
	29	192,100	260,300	343,200	386,000	463,000
	30	193,900	262,500	344,900	387,900	465,500
	31	195,700	264,600	346,500	389,800	468,000
	32	197,400	266,700	348,200	391,800	470,500
	33	199,100	268,700	349,600	393,400	472,800
	34	201,000	270,800	351,000	395,200	475,200
	35	202,900	273,000	352,500	396,800	477,600
	36	204,700	275,000	354,000	398,600	480,100
	37	206,400	277,000	355,300	399,800	482,500
	38	208,300	278,500	356,700	401,300	485,000
	39	210,200	280,000	358,100	402,700	487,400
	40	212,100	281,600	359,500	404,100	489,900

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	213,900	283,000	360,400	405,500	492,200
	42	215,800	284,200	361,500	406,800	494,400
	43	217,700	285,300	362,800	408,300	496,600
	44	219,600	286,400	363,900	409,900	498,800
	45	221,200	287,200	365,100	411,300	500,500
	46	223,000	288,500	366,300	412,500	502,000
	47	224,700	289,800	367,600	414,100	503,600
	48	226,500	291,000	368,800	415,700	505,100
	49	228,200	292,400	369,900	417,000	506,800
	50	230,000	293,700	371,200	418,400	508,200
	51	231,800	294,900	372,500	419,900	509,600
	52	233,500	296,100	373,800	421,300	511,100
	53	235,100	297,300	374,500	422,700	512,200
	54	236,900	298,500	375,500	424,100	513,400
	55	238,700	299,800	376,400	425,500	514,600
	56	240,300	301,000	377,400	426,900	515,800
	57	241,900	302,100	378,200	428,000	516,700
	58	243,200	303,300	379,000	429,300	517,700
	59	244,400	304,500	379,700	430,700	518,700
再任	60	245,500	305,700	380,400	432,000	519,700
用職	61	246,800	306,700	381,000	432,800	520,800
員以	62	247,900	307,800	381,700	433,700	521,700
外の	63	249,000	308,900	382,600	434,700	522,400
職員	64	250,200	310,000	383,500	435,600	523,100
	65	251,400	311,000	384,100	436,500	523,900
	66	252,700	312,100	384,900	437,300	524,700
	67	253,900	313,200	385,700	437,900	525,500
	68	254,900	314,300	386,500	438,700	526,300
	69	255,900	315,400	387,100	439,100	527,000
	70	257,400	316,400	387,800	439,700	527,800
	71	258,900	317,500	388,500	440,200	528,600
	72	260,300	318,600	389,200	440,700	529,400
	73	261,700	319,400	389,900	441,200	530,100
	74	263,100	320,400	390,500		
	75	264,500	321,500	391,100		
	76	265,800	322,600	391,800		
	77	266,900	323,700	392,500		
	78	268,100	324,700	393,100		
	79	269,400	325,700	393,700		
	80	270,600	326,600	394,300		
	81	272,000	327,700	394,900		
	82	273,300	328,500	395,500		
	83	274,600	329,200	396,100		
	84	275,800	330,000	396,700		
	85	277,000	330,500	397,200		
	86	278,200	331,000	397,700		
	87	279,500	331,500	398,200		
	88	280,700	332,000	398,900		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	89	281,700	332,300	399,300		
	90	282,900	332,800			
	91	284,100	333,300			
	92	285,300	333,800			
	93	286,300	334,100			
	94	287,300	334,500			
	95	288,300	335,000			
	96	289,300	335,500			
	97	289,900	336,000			
	98	290,800	336,500			
	99	291,600	337,000			
	100	292,500	337,500			
	101	293,400	338,000			
	102	294,100	338,500			
	103	294,800	339,000			
	104	295,500	339,500			
	105	296,200	340,000			
	106	296,700	340,400			
	107	297,200	340,900			
	108	297,700	341,300			
	109	297,900	341,800			
	110	298,300	342,200			
	111	298,600	342,700			
	112	298,900	343,100			
	113	299,200	343,600			
	114	299,500	344,000			
	115	299,800	344,500			
	116	300,100	344,900			
	117	300,400	345,400			
	118	300,800	345,800			
	119	301,100	346,200			
	120	301,500	346,600			
	121	301,800	347,000			
再任用職員		217,700	260,600	285,400	327,800	386,300

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

別表第五口及びハを次のように改める。



# 平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

## ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,900	185,200	220,200	247,400	284,200	332,200	377,300	443,400
	2	148,300	186,800	221,800	249,000	286,300	334,200	380,000	446,000
	3	149,700	188,400	223,400	250,600	288,500	336,400	382,600	448,500
	4	151,100	190,100	225,000	252,200	290,700	338,600	385,300	451,100
	5	152,300	191,600	226,500	253,500	292,900	340,600	387,700	453,500
	6	154,100	193,200	228,100	255,100	295,000	342,800	390,400	456,000
	7	155,900	194,800	229,700	256,600	297,200	344,900	393,000	458,500
	8	157,600	196,300	231,300	258,200	299,400	347,100	395,700	461,000
	9	159,300	197,800	232,800	259,600	301,400	349,100	397,800	463,400
	10	161,000	199,500	234,500	261,100	303,600	351,200	400,100	465,800
	11	162,800	201,100	236,000	262,600	305,700	353,400	402,300	468,400
	12	164,600	202,800	237,600	264,100	307,900	355,500	404,500	470,800
	13	166,100	204,300	239,300	265,500	310,100	357,200	406,600	473,300
	14	168,000	205,900	240,900	267,300	312,100	359,200	408,600	474,800
	15	170,000	207,500	242,500	269,100	314,200	361,100	410,600	476,100
	16	171,900	209,100	244,100	270,800	316,200	363,100	412,700	477,400
	17	173,900	210,400	245,400	272,500	318,400	365,100	414,500	478,600
	18	175,800	212,100	247,000	274,400	320,400	367,100	416,500	479,900
	19	177,600	213,800	248,500	276,200	322,500	369,100	418,400	481,200
	20	179,500	215,400	250,100	278,000	324,600	371,100	420,500	482,500
	21	181,500	216,900	251,600	279,800	326,500	372,900	422,300	483,700
	22	183,000	218,400	253,100	281,700	328,500	374,900	423,900	485,100
	23	184,500	219,900	254,600	283,500	330,400	377,000	425,500	486,500
	24	186,000	221,400	256,100	285,400	332,400	379,100	427,000	487,700
	25	187,700	222,800	257,500	287,100	334,400	380,500	428,500	489,100
	26	189,200	224,300	259,100	289,000	336,300	382,300	429,800	490,400
	27	190,700	225,800	260,700	290,900	338,300	384,100	431,100	491,800
	28	192,100	227,200	262,300	292,700	340,300	385,800	432,400	493,200
	29	193,600	228,700	264,000	294,700	341,900	387,600	433,700	494,600
	30	194,900	230,400	265,800	296,600	343,700	389,100	434,900	495,700
	31	196,200	232,000	267,500	298,400	345,400	390,700	436,100	496,800
	32	197,500	233,600	269,200	300,300	347,200	392,400	437,200	497,900
	33	198,700	235,200	270,700	302,100	349,000	393,700	438,400	499,000
	34	200,100	236,800	272,500	303,800	350,800	395,000	439,600	499,900
	35	201,500	238,400	274,200	305,600	352,700	396,300	440,800	500,800
	36	202,800	240,000	276,000	307,400	354,500	397,500	442,000	501,700
	37	203,900	241,500	277,400	308,900	356,300	398,600	443,300	502,700
	38	205,200	243,100	279,100	310,600	358,000	399,800	444,100	
	39	206,400	244,700	280,800	312,300	359,600	400,900	444,500	
	40	207,600	246,300	282,500	313,900	361,300	402,000	445,200	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	208,800	247,700	284,200	315,700	362,500	402,800	445,700
	42	209,900	249,100	285,900	317,400	363,600	403,600	446,100
	43	211,000	250,600	287,600	319,000	364,800	404,400	446,500
	44	212,100	252,000	289,300	320,700	366,000	405,200	446,900
	45	213,200	253,400	291,000	321,900	367,200	405,600	447,300
	46	214,200	255,000	292,700	323,300	368,000	406,200	447,700
	47	215,200	256,500	294,400	324,800	369,200	406,700	448,100
	48	216,200	258,000	296,000	326,400	370,300	407,100	448,400
	49	217,200	259,600	297,400	327,900	371,300	407,500	448,700
	50	218,200	261,000	299,000	329,200	372,300	407,800	449,100
	51	219,200	262,300	300,500	330,400	373,300	408,100	449,400
	52	220,200	263,700	302,100	331,700	374,300	408,400	449,700
	53	220,900	264,700	303,500	332,800	375,100	408,700	450,000
	54	221,900	266,100	305,000	333,800	375,900	409,000	
	55	222,800	267,500	306,400	334,900	376,800	409,300	
	56	223,800	268,900	307,900	335,900	377,700	409,600	
再任用職員以外の職員	57	224,700	270,000	309,200	336,400	378,200	409,900	
	58	225,600	271,300	310,400	337,300	379,000	410,200	
	59	226,500	272,600	311,700	338,100	379,800	410,500	
	60	227,400	273,900	313,100	339,000	380,600	410,900	
	61	228,300	275,000	314,400	339,800	381,000	411,100	
	62	229,300	276,200	315,600	340,100	381,700	411,400	
	63	230,200	277,500	316,900	340,700	382,400	411,700	
	64	231,200	278,800	318,100	341,400	383,100	412,000	
	65	231,900	279,900	319,500	342,000	383,500	412,200	
	66	232,700	281,000	320,300	342,700	384,100		
	67	233,500	282,100	321,100	343,400	384,800		
	68	234,400	283,200	321,900	344,100	385,400		
	69	235,100	284,300	322,500	344,800	385,800		
	70	235,700	285,400	323,200	345,300	386,300		
	71	236,300	286,500	323,900	345,900	386,800		
	72	237,000	287,600	324,500	346,500	387,300		
	73	237,500	288,500	325,200	346,800	387,900		
	74	238,300	289,200	325,400	347,400	388,400		
	75	239,100	289,900	326,000	347,900	389,000		
	76	239,900	290,700	326,600	348,500	389,600		
	77	240,500	291,500	327,200	349,000	390,100		
	78	241,100	292,100	327,700	349,500	390,600		
	79	241,700	292,700	328,200	350,000	391,100		
	80	242,300	293,300	328,700	350,400	391,600		
	81	242,700	294,000	329,300	350,700	391,900		
	82	243,100	294,500	329,800	351,000	392,400		
	83	243,500	294,900	330,200	351,400	392,800		
	84	243,900	295,300	330,700	351,700	393,200		
	85	244,300	295,500	331,200	352,200	393,600		
	86		295,700	331,600	352,500			
	87		295,900	331,800	352,800			
	88		296,100	332,200	353,100			

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

89		296,500	332,600	353,500				
90		296,700	333,000	353,800				
91		296,900	333,400	354,200				
92		297,100	333,800	354,500				
93		297,500	334,100	354,900				
94		297,700	334,300	355,200				
95		297,900	334,700	355,500				
96		298,200	335,000	355,800				
97		298,600	335,200	356,100				
98		298,900	335,500	356,500				
99		299,100	335,800	356,900				
100		299,400	336,100	357,300				
101		299,700	336,300	357,800				
102		299,900	336,600	358,200				
103		300,100	337,000	358,600				
104		300,400	337,200	359,000				
105		300,700	337,300	359,500				
106			337,600					
107			338,000					
108			338,200					
109			338,400					
110			338,800					
111			339,200					
112			339,600					
113			339,800					
再任用職員	188,600	215,600	248,000	261,600	288,100	329,000	371,200	432,700

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	159,700	187,400	235,500	258,800	285,700	331,500	376,400
	2	161,100	189,500	237,300	259,800	287,500	333,700	379,000
	3	162,600	191,600	239,100	260,800	289,400	335,800	381,700
	4	164,100	193,700	240,800	261,900	291,400	338,000	384,300
	5	165,500	195,900	242,200	262,900	293,200	340,200	386,500
	6	167,000	198,200	243,600	264,000	295,000	342,300	388,900
	7	168,500	200,500	244,800	264,900	296,900	344,500	391,200
	8	170,000	202,800	246,100	266,000	298,800	346,600	393,500
	9	171,400	205,300	247,300	267,300	300,700	348,300	395,500
	10	173,100	206,700	248,400	268,100	302,600	350,300	397,600
	11	174,700	208,100	249,400	269,400	304,400	352,200	399,800
	12	176,300	209,500	250,500	270,700	306,300	354,200	402,100
	13	177,900	210,700	251,800	272,000	308,000	356,300	404,000
	14	179,900	212,200	252,900	273,500	309,700	358,400	406,000
	15	181,900	213,700	253,900	274,800	311,500	360,500	408,200
	16	183,900	215,000	254,900	276,300	313,300	362,500	410,400
	17	186,200	216,300	255,900	277,700	315,200	364,500	412,400
	18	188,300	217,800	256,900	279,200	316,800	366,500	414,600
	19	190,400	219,200	258,000	280,600	318,500	368,600	416,800
	20	192,500	220,600	259,000	282,100	320,200	370,700	418,900
	21	194,700	222,000	260,000	283,700	321,700	372,400	420,800
	22	196,900	223,700	261,000	285,300	323,300	374,500	422,700
	23	199,100	225,400	262,100	286,800	324,900	376,600	424,500
	24	201,300	227,000	263,200	288,300	326,400	378,600	426,400
	25	203,500	228,400	264,400	289,600	328,100	380,600	428,100
	26	204,800	230,100	265,900	291,400	329,500	382,200	429,700
	27	206,000	231,800	267,200	293,200	331,000	384,100	431,400
	28	207,200	233,500	268,600	294,900	332,600	386,000	433,000
	29	208,400	235,000	270,000	296,500	334,000	387,800	434,300
	30	209,600	236,400	271,600	298,200	335,500	389,500	435,600
	31	210,900	237,700	273,200	299,800	336,900	391,400	437,200
	32	212,100	238,900	274,700	301,500	338,400	393,200	438,700
	33	213,300	240,300	276,300	303,000	340,100	394,900	440,400
	34	214,600	241,400	277,800	304,500	341,600	396,600	442,000
	35	215,900	242,400	279,200	306,100	343,200	398,400	443,400
	36	217,200	243,600	280,600	307,700	344,700	400,100	444,800
	37	218,400	244,800	282,200	309,200	346,400	401,700	445,900
	38	219,800	245,900	283,600	310,700	348,000	403,400	447,200
	39	221,100	246,900	285,100	312,300	349,500	405,200	448,500
	40	222,400	248,000	286,500	313,900	351,100	407,000	449,900

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	223,500	248,900	288,100	315,500	352,300	408,500	450,900
	42	224,900	249,900	289,700	316,900	353,800	410,000	451,600
	43	226,300	250,900	291,200	318,300	355,300	411,500	452,400
	44	227,700	251,900	292,800	319,800	356,700	412,800	453,000
	45	228,900	252,900	294,200	320,900	358,300	413,900	453,900
	46	230,300	253,900	295,600	322,300	359,300	415,000	454,600
	47	231,600	255,000	297,100	323,700	360,800	416,100	455,400
	48	232,900	256,100	298,600	325,200	362,100	417,300	456,200
	49	234,000	257,100	299,900	326,400	363,500	418,600	456,900
	50	235,100	258,500	301,200	327,800	364,900	419,700	457,600
	51	236,300	259,700	302,600	329,100	366,200	420,900	458,300
	52	237,400	261,000	304,000	330,400	367,600	422,000	459,100
	53	238,600	262,300	305,500	331,800	369,100	423,200	459,900
	54	239,700	263,900	306,800	333,200	370,300	424,200	460,700
	55	240,800	265,400	308,200	334,600	371,400	425,300	461,400
	56	241,800	266,900	309,600	335,900	372,600	426,400	462,100
	57	242,900	268,500	310,700	336,800	373,700	427,500	462,900
	58	244,000	270,100	311,900	338,100	374,600	428,000	
	59	244,900	271,600	313,200	339,300	375,600	428,600	
	60	245,900	273,200	314,600	340,600	376,600	429,000	
	61	247,000	274,600	315,700	341,700	377,200	429,600	
	62	248,000	276,100	317,000	342,600	378,000	430,100	
	63	249,000	277,600	318,300	343,800	378,800	430,500	
	64	250,100	279,000	319,500	345,100	379,600	431,000	
	65	251,000	280,600	320,800	346,200	380,300	431,600	
	66	252,200	282,100	322,100	347,400	381,000	432,000	
	67	253,400	283,600	323,400	348,600	381,800	432,300	
	68	254,400	285,100	324,700	349,700	382,500	432,600	
	69	255,300	286,300	325,400	350,700	383,100	433,000	
	70	256,500	287,800	326,500	351,700	383,700		
	71	257,800	289,300	327,600	352,800	384,400		
	72	259,000	290,700	328,500	353,900	385,000		
	73	260,400	291,900	329,800	354,700	385,700		
	74	261,700	293,300	330,500	355,800	386,200		
	75	263,000	294,700	331,600	356,900	386,800		
	76	264,300	296,000	332,800	358,000	387,300		
	77	265,300	297,500	333,900	358,700	387,700		
	78	266,400	298,800	335,100	359,500	388,300		
	79	267,700	300,000	336,200	360,300	388,800		
	80	269,000	301,300	337,400	361,000	389,100		
	81	270,100	302,100	338,500	361,600	389,400		
	82	271,100	303,300	339,600	362,100	389,900		
	83	272,200	304,500	340,600	362,700	390,300		
	84	273,300	305,700	341,700	363,200	390,600		
再任 用職 員以 外の 職員	85	274,200	306,800	342,600	363,800	390,900		
	86	275,100	308,000	343,600	364,300	391,400		
	87	276,200	309,200	344,500	364,900	391,900		
	88	277,300	310,300	345,500	365,400	392,300		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

89	278,300	311,600	346,500	365,800	392,600
90	279,200	312,800	347,300	366,200	393,000
91	280,200	314,000	348,100	366,800	393,500
92	281,200	315,200	348,900	367,300	393,900
93	282,200	316,000	349,500	367,600	394,300
94	283,200	316,700	350,100	368,100	
95	284,100	317,400	350,800	368,500	
96	285,100	318,000	351,400	368,800	
97	286,000	318,700	351,800	369,400	
98	286,800	319,000	352,200	369,900	
99	287,500	319,600	352,700	370,400	
100	288,400	320,300	353,100	370,900	
101	289,200	320,700	353,600	371,500	
102	290,000	321,300	354,000	372,000	
103	290,800	321,900	354,500	372,500	
104	291,600	322,500	354,900	372,900	
105	292,300	322,900	355,200	373,500	
106	292,800	323,400	355,700	374,000	
107	293,300	323,900	356,100	374,500	
108	293,800	324,400	356,400	375,000	
109	294,000	324,800	356,900	375,600	
110	294,300	325,200	357,400	376,000	
111	294,500	325,500	357,900	376,500	
112	294,900	325,800	358,400	377,000	
113	295,200	326,200	358,900	377,600	
114	295,400	326,600	359,400		
115	295,800	327,000	359,900		
116	296,100	327,300	360,300		
117	296,400	327,500	360,700		
118	296,700	327,800	361,100		
119	297,000	328,200	361,600		
120	297,400	328,400	362,100		
121	297,700	328,600	362,500		
122	298,100	328,900	363,000		
123	298,400	329,200	363,500		
124	298,800	329,500	364,000		
125	299,000	329,700	364,300		
126	299,200	330,000			
127	299,500	330,400			
128	299,900	330,600			
129	300,100	330,700			
130	300,400	331,000			
131	300,800	331,400			
132	301,200	331,600			
133	301,400	331,900			
134	301,700	332,300			
135	302,100	332,700			
136	302,400	333,100			

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

137	302,600	333,400					
138	302,900	333,800					
139	303,300	334,200					
140	303,600	334,600					
141	303,800	334,900					
142	304,200	335,300					
143	304,600	335,600					
144	304,900	336,000					
145	305,000	336,300					
146	305,300	336,700					
147	305,600	337,100					
148	306,000	337,500					
149	306,200	337,800					
150	306,400	338,200					
151	306,700	338,600					
152	307,000	339,000					
153	307,400	339,300					
154	307,600						
155	307,800						
156	308,100						
157	308,400						
158	308,700						
159	309,000						
160	309,300						
161	309,700						
162	310,000						
163	310,300						
164	310,600						
165	311,000						
166	311,300						
167	311,600						
168	311,900						
169	312,300						
再任用職員	235,300	257,100	264,300	274,500	290,800	328,500	372,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第二条** 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の三中「職員(」の下に「次項、」を加え、「第十九条」を「第二十条」に改め、「年末年始の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第三条の二の規定により公営企業管理者が指定する職にある職員及び特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等についての適用除外)」に改め、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、」を削り、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

**第十八条** 第三条の三、第四条、第四条の二第二項、第四条の三、第五条の三、第六条の二、第六条の三及び第十三条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第三条** 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。



# 平成27年3月20日 岡山県公報 号外

## 別表（第二条関係）

### 小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	155,300	171,300	260,500	290,000	409,600
	2	156,800	173,400	263,000	292,700	411,100
	3	158,300	175,500	265,400	295,600	412,600
	4	159,800	177,700	267,900	298,300	414,100
	5	161,600	179,800	270,500	300,900	415,500
	6	163,500	182,000	272,900	303,300	416,900
	7	165,300	184,200	275,200	305,800	418,400
	8	167,100	186,400	277,500	308,400	420,000
	9	168,900	188,800	280,000	310,900	421,400
	10	171,000	191,600	282,400	313,700	422,800
	11	173,100	194,400	284,800	316,500	424,200
	12	175,100	197,100	287,200	319,400	425,500
	13	177,100	200,000	289,700	322,000	426,800
	14	179,300	201,700	291,800	324,200	428,200
	15	181,600	203,300	293,900	326,400	429,600
	16	183,900	205,000	296,100	328,700	431,000
	17	186,200	206,900	298,300	331,000	432,200
	18	188,800	208,600	301,000	333,200	433,500
	19	191,300	210,300	303,600	335,500	434,700
	20	193,900	211,900	306,300	337,700	436,000
	21	196,400	213,600	308,800	340,000	437,100
	22	198,100	215,500	311,500	342,200	438,300
	23	199,800	217,300	314,000	344,500	439,600
	24	201,500	219,100	316,700	346,800	440,900
	25	203,100	220,800	319,400	348,900	442,200
	26	204,700	222,800	321,700	350,700	443,400
	27	206,300	224,800	324,100	352,600	444,400
	28	207,800	226,800	326,400	354,500	445,500
	29	209,300	228,600	328,700	356,400	446,700
	30	211,000	231,300	330,700	358,200	447,500
	31	212,600	234,000	332,900	359,900	448,300
	32	214,300	236,700	335,100	361,800	449,200
	33	215,800	239,400	337,200	363,500	450,100
	34	217,500	242,300	339,300	365,200	450,600
	35	219,100	245,100	341,400	366,900	451,100
	36	220,700	247,800	343,400	368,700	451,600
	37	222,200	250,500	345,500	370,600	452,100
	38	223,900	253,100	347,400	372,100	
	39	225,600	255,600	349,400	373,700	
	40	227,300	258,100	351,300	375,300	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	41	229,000	260,800	353,200	376,600
	42	230,800	263,200	355,000	378,000
	43	232,600	265,500	356,800	379,500
	44	234,300	267,800	358,500	381,000
	45	236,000	270,100	360,300	382,500
	46	237,600	272,400	362,000	384,100
	47	239,200	274,600	363,600	385,700
	48	240,600	276,800	365,200	387,200
	49	242,200	279,200	366,600	388,600
	50	243,600	281,200	368,100	390,100
	51	245,200	283,300	369,800	391,600
	52	246,400	285,400	371,400	393,000
	53	247,700	287,400	372,900	394,200
	54	249,200	290,000	374,400	395,500
	55	250,500	292,400	375,900	396,600
	56	251,800	294,900	377,400	397,700
	57	253,200	297,100	378,900	399,200
	58	254,400	299,700	380,300	400,400
	59	255,600	302,200	381,700	401,600
	60	256,900	304,900	383,000	402,900
	61	258,300	307,300	383,900	404,100
	62	259,700	309,700	385,100	405,100
	63	261,000	312,200	386,300	406,500
	64	262,000	314,600	387,400	407,800
	65	263,000	317,000	388,400	409,000
	66	264,500	319,200	389,600	410,100
	67	266,100	321,300	390,600	411,300
	68	267,600	323,500	391,700	412,400
	69	269,200	325,800	392,900	413,400
	70	270,700	327,900	393,900	414,600
	71	272,200	330,100	395,000	415,800
	72	273,700	332,100	396,200	417,000
	73	274,900	334,300	397,200	417,600
	74	276,100	336,400	398,300	418,400
	75	277,400	338,600	399,400	419,100
	76	278,700	340,800	400,500	419,600
再任 用職 員以 外の 職員	77	280,100	342,600	401,400	419,900
	78	281,200	344,500	402,300	420,300
	79	282,400	346,400	403,300	420,700
	80	283,600	348,200	404,300	421,100
	81	284,900	350,000	405,100	421,400
	82	285,900	351,800	405,900	421,800
	83	287,100	353,500	406,600	422,200
	84	288,300	355,300	407,400	422,500
	85	289,300	356,700	408,100	422,800
	86	290,200	358,300	408,900	423,200
	87	291,200	360,000	409,600	423,600
	88	292,200	361,500	410,300	423,900

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

89	293,300	362,900	410,900	424,200
90	294,200	364,200	411,600	424,500
91	295,100	365,600	412,100	424,800
92	296,000	367,000	412,800	425,000
93	296,500	368,500	413,200	425,200
94	297,200	369,800	413,600	
95	298,000	371,100	413,900	
96	298,800	372,300	414,200	
97	299,600	373,300	414,500	
98	300,400	374,300	414,800	
99	301,200	375,300	415,100	
100	301,900	376,300	415,300	
101	302,800	377,200	415,500	
102	303,300	378,200	415,800	
103	303,800	379,200	416,100	
104	304,300	380,200	416,300	
105	304,500	381,000	416,500	
106	304,900	381,900	416,800	
107	305,200	382,800	417,100	
108	305,400	383,800	417,300	
109	305,600	384,600	417,500	
110	305,800	385,600		
111	306,100	386,600		
112	306,400	387,600		
113	306,600	388,200		
114	306,800	389,100		
115	307,000	390,000		
116	307,300	390,900		
117	307,600	391,700		
118	307,900	392,400		
119	308,200	393,200		
120	308,500	394,000		
121	308,600	394,600		
122	308,800	395,400		
123	309,100	396,100		
124	309,400	396,800		
125	309,600	397,400		
126		398,100		
127		398,600		
128		399,200		
129		399,900		
130		400,500		
131		401,000		
132		401,500		
133		401,800		
134		402,100		
135		402,400		
136		402,700		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

	137		403,000			
	138		403,300			
	139		403,600			
	140		403,900			
	141		404,200			
	142		404,500			
	143		404,800			
	144		405,100			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
再任用職員		227,200	274,000	301,000	327,300	408,100

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「379,000」を「375,000」に、「428,000」を「423,000」に、「481,000」を「475,000」に、「546,000」を「536,000」に、「623,000」を「611,000」に、「729,000」を「713,000」に、「853,000」を「833,000」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「402,000」を「397,000」に、「463,000」を「457,000」に、「526,000」を「519,000」に、「611,000」を「599,000」に、「712,000」を「696,000」に、「813,000」を「794,000」に改め、同条第二項の表中「335,000」を「331,000」に、「371,000」を「367,000」に、「400,000」を「395,000」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときその他人事委員会規則で定めるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する岡山県職員給与条例(以下「給与条例」という。)第八条第二項、第十九条第五項(給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。)

以下同じ。)及び第十九条の九第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第 号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条第五項及び第十九条の九第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第六十一号)第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第 号)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における給与条例の適用に関する特例)

8 平成三十年三月三十一日までの間における給与条例の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(平成三十二年三月三十一日までの間における昇給の特例措置)

9 平成三十二年三月三十一日までの間は、五十五歳(行政職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師である職員(人事委員会規則で定める職員に限る。))及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、五十七歳)に達した日以後における最初の三月三十一日を超えて在職する職員の給与条例第四条第五項の規定による昇給は、同条第六項及び第七項の規定にかかわらず、同条第五項前段

に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を一号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。  
(人事委員会への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

11 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「給料月額が」を「給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第 号) 附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額が」に、「給料月額の」を「給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額の」に改める。

附則第十項中「、第十九条の第五項」を削り、「給料月額と」を「給料月額、」に、「との合計額」と、「を」及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第 号。以下「平成二十七年改正条例」という。) 附則第三項から第五項までの規定による給料の額の合計額」と、「に」、「との合計額」とする」を「及び平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額の合計額」とする」に改める。

附則第十一項中「給料月額と」を「給料月額、」に、「との」を「及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第 号) 附則第三項から第五項までの規定による給料の額の」に改める。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第二号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号口中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第三十三条中「第十号」を「第十一号」に、「に従事した職員及び第十一号から第二十一号」を「及び第十二号から第二十二号」に、「従事する職員(第十八号)」を「従事した職員(第十九号)」に改め、同条第六号口中「第十一号及び第十五号」を「第十二号及び第十六号」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。) 作業一日につき 千百円

第三十四条第二項第一号中「一万二千八百円」を「一万六千円」に改め、同項第二号及び第三号中

「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第四号中「二千四百円」を「三千円」に、「千二百円」を「千五百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの一般地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの一般地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第一条 職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(県が設立した地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。以下同じ。)」を削る。

第二条中「(地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

第六条中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十八年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(県が設立した地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。以下同じ。)」を削る。

第二条中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)」を削り、同条第三号中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。)」



以下同じ。】を削る。

第二条第二号中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)】を削る。

第三条第一項中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)」を削る。

第五条第二項及び第八条中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)】を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員を含む。次条及び第三条第一項において同じ。)」を削る。

第二条第一項中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。第八条第一項において同じ。)」を削り、同項第五号中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。以下この条及び第九条において同じ。)」を削る。

第三条第三項中「(特定地方独立行政法人の職員を除く。以下第七条までにおいて同じ。)」を削る。(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十四条及び第十五条(これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条第四号中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。)」を削る。

第二十七条中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第七条 職員の再任用に関する条例(平成十二年岡山県条例第五五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条の四第二項」を「並びに同条第二項」に改め、「並びに地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合」及び「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員を含む。以下同じ。)」を削り、「若しくは第二十八条の五第一項(これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「、第二十八条の五第一項」に改める。

第三条第二項中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)」を削る。

第五条中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員」を削る。

第二条第一項中「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下第六条までにおいて同じ。)」を削る。

第四条第三項中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分)」を削る。

第七条第一項中「及び特定地方独立行政法人の職員」を削る。

第十条中「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を削る。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第九条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(県が設立した地方独立行政法人法第二

条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。）を削り、「法第二十六条の五第一項」を「同条第一項」に改める。

第二条中「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第七条第一項及び第九条において同じ。）を削る。

（職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第十条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「まで及び」を「まで、」に、「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」を「及び」に改め、「（県が設立した同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条及び第四条第四号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。）を削る。

第二条中「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）を削る。

第四条第四号中「（特定地方独立行政法人にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。以下同じ。）を削る。

#### 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四号

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第二項並びに第五条第一項」を「以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号」に改める。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とする。

附則第二十八項中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び附則第二十八項の改正規定は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。本則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。第二条第一号中「三、五五四人」を「三、五〇五人」に改め、同条第二号中「三三三人」を「三一人」に改め、同条第四号中「一四人」を「一三人」に改め、同条第五号中「三一七人」を「三一八人」に改め、同条第十号中「七、三七二人」を「七、四三〇人」に、「四、〇八五人」を「四、一三三人」に、「三、五三七人」を「三、五〇四人」に、「一、四七二人」を「一、四五一人」に改める。第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を削る。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十八年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県行政手続条例の一部を改正する条例

岡山県行政手続条例（平成七年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条―第三十四条）」を「第四章 行政指導（第三十条―第三十

五章 処分等の求め（第三十六条）

五条）

に、「第五章」を「第六章」に、「第三十五条」を「第三十七条」に、「第六章」を「第七章」

に、「第三十六条」を「第三十八条」に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同項第九号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第十号中「かわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十六条を第三十八条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第三十五条を第三十七条とし、同章を第六章とする。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

**第三十五条** 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていたものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するとき、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと判断する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

#### 第五章 処分等の求め

第三十六条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと  
思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機  
関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- （岡山県税条例の一部改正）
- 2 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第八条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 岡山県条例第八号

岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例を廃止する条例

岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例（平成二十五年岡山県条例第六十五号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第一号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次」に改め、同号に次のように加える。

ア 線類のみを設置する場合 次号に定める額

イ その他の場合 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一に定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の二第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六十二条第二項第一号の改正規定及び附則第二十二條の二第一号の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第十一号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「に規定する徴収」を「の規定による徴収」に、「に規定する引継ぎ」を「の引継ぎ」に改め、同表第三号を次のように改める。

三 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に基づく同法第七条、第十四条、第二十二條、第三十八條、第四十六條、第五十六條若しくは第五十八條の十二の規定による指示、同法第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三條第一項、第三十九條第一項から第四項まで、第四十七條第一項、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十八條の十三第一項若しくは第六十六條第三項（同法第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令、同法第六十條第二項に規定する調査又は同法第六十六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告等の命令若しくは立入検査に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一第五号中「に規定する登録」を「の登録」に、「に規定する変更」を「の規定による変更」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第四号中「に規定する届出」を「の規定による届出」に、「に規定する調査」を「の調査」に改め、同号を同表第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に基づく同法第三十二條の登録又は同法第三十二條の七第一項の規定による変更の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

十一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく同法第三条の登録又は同法第九条第一項の規定による変更の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一第三号の次に次の五号を加える。

四 岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例（平成二十一年岡山県条例第六十六号）第一条第五号の規定による廃止前の岡山県生業・修学資金貸付基金条例（昭和三十九年岡山県条例第三十七号）第一条の低所得者生業資金及び低所得者修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

五 就業に役立つ知識及び技能の習得又は公的資格取得のための資金であつて規則で定めるものの貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

六 岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）に基づく看護学生奨学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

七 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当の返還に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの



八 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一に次の一号を加える。

十三 岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく同条例第十五条第一項の家賃

又は同条例第六十一条第一項の駐車場の使用料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの  
別表第二の一の項を次のように改める。

一 教育委員会	<p>勉学への意欲がありながら、経済的理由により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び高等専門学校での修学が困難な者に対する修学に必要な資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
	<p>学校教育法に基づく高等学校若しくは高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）に経済的な理由により進学後修学が困難な者に対する修学に必要な資金又は入学時における通学用品等の購入に必要な資金であつて規則で定めるものの貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

別表第二の二の項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十九号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条第四十号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条中第五十八号を第六十号とし、第四十四号から第五十七号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 土壤汚染対策法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査 二万四千八百円

第二条第四十二号を同条第四十三号とし、同条第四十一号中「平成十四年法律第五十三号」を削

り、同号を同条第四十二号とし、同条第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査 三万九百円

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県自然海浜保全地区条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県自然海浜保全地区条例等の一部を改正する条例

（岡山県自然海浜保全地区条例の一部改正）

第一条 岡山県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように正する。

第五条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第七条第四項第二号中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同項第三号中「治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第一項」を「森林法第十条の十五第四項第四号」に改める。

（岡山県自然環境保全審議会条例及び岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 岡山県自然環境保全審議会条例（昭和四十八年岡山県条例第七号）第二条

二 岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）第二条第五十五号から第六十号まで

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第四条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成二十四年岡山県条例

第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、第一条中岡山県自然海浜保全地区条例第七条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

岡山県立美術館条例(昭和六十三年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、三六〇円」を「二、四八〇円」に、「八二〇円」を「八六〇円」に、「一、七四〇円」を「一、八三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一八〇円」に、「九二〇円」を「九六〇円」に、「一〇一〇円」を「一〇六〇円」に改める。

「一〇一〇円」を「一〇六〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定による使用の許可を受けている附属設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な、危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合にあつては別表第一の、危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合にあつては別表第二」に改める。

第三条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一中「管理運営基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準」に改め、同表の第一中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、七を削り、同表の第二中六を八とし、三から五までを二ずつ繰り下げ、同第二の二中「作業前又は作業中適宜手指の洗浄及び消毒を行わせ、」を削り、同一を同第二の四とし、同第二の一の次に次のように加える。

二 食品取扱者に指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱場所に持ち込ませないこと。

三 食品取扱者に作業前又は作業中適宜手指の洗浄及び消毒を十分に行わせ、使い捨て式の手袋を使用する場合には交換を行わせること。

別表第一の第四を次のように改める。

第四 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うため、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

別表第一中第八を第十一とし、第七を削り、同表の第六の四中「の方法」を「及び適切な手洗いの方法、健康管理」に改め、同第六を同表の第十とし、同表中第五を第九とし、第四の次に次のように加える。

第五 製品説明書及び製造工程一覧図

一 製品について、原材料等の組成、水分活性、水素イオン指数等の物理的又は化学的性質、加熱処理、凍結、加塩、くん煙等の殺菌等のための処理の方法、包装の形態、保存性、保管条件、流通方法その他の製品の安全性に関して必要な事項及び想定する使用方法、消費者等を記載した説明書（以下「製品説明書」という。）を作成すること。

二 製品の全ての製造工程が記載された図表（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。

三 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合して適切か否かを確認し、適切でない場合は、製造工程一覧図の修正を行うこと。

第六 食品等の取扱い

一 次に掲げる方法により製品の製造工程における全ての潜在的な食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）を列挙し、当該危害の程度、発生する過程等を分析し、特定された危害原因物質を管理すること。

1 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害原因物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性、製品の特性等を考慮して各製

造工程における危害原因物質を特定すること。

2 1の規定により特定された危害原因物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害原因物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストにその結果を記載すること。

3 1の規定により特定された危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めることとし、重要管理点を定めない場合は、その理由を記載した文書を作成すること。

4 重要管理点を定めるに当たっては、同一の危害原因物質を管理するための重要管理点が複数存在する可能性があることに留意するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置によっては危害原因物質を十分に管理することができない場合には、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を講ずることができるよう製品の仕様又は製造工程を見直すこと。

5 各重要管理点において危害原因物質を許容することができる水準まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。

6 管理基準は、危害原因物質が許容することができる水準であるか否かを判断するための基準であり、温度、時間、水分の含有量、水素イオン指数、水分活性、有効塩素濃度その他の測定することができる指標又は外観、食感その他の官能的指標によること。

7 管理基準の遵守状況を確認し、管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するため、モニタリングの方法を定め、十分な頻度で実施し、その担当者及び責任者に当該モニタリングに関する全ての記録に署名させること。

8 モニタリングにより重要管理点における管理措置が適切に講じられていないと認められた場合に講ずべき措置（管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点について定め、適切に実施すること。

9 1から8までに掲げる方法について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

二 施設、設備、人的な処理能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

三 食品の販売に当たっては、食品を直接日光にさらし、又は不適切な温度で販売することのないうように衛生管理に注意すること。

四 添加物製造業にあつては、製品の見やすい位置にロット番号を記入すること。

#### 第七 記録の作成及び保存

一 危害の程度等の分析、管理措置、重要管理点及び管理基準の内容（これらの決定の過程を含む。）、モニタリング、改善措置及び第六の一の9の規定による検証の結果等について記録を作成し、製品説明書及び製造工程一覧図とともに保存すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、出荷

先、販売先、製造、加工、調理等の状態その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するように努めること。

三 一及び二の規定による保存の期間は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

#### 第八 報告

一 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該食品等に起因し、又はその疑いがあるとされたものに限る。以下同じ。）又は法に違反する食品等に係る情報について、保健所へ速やかに報告すること。

二 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入等に関する苦情であつて、健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は、その旨を保健所へ速やかに報告すること。

別表第二の第二の五の5中「又はこれと同等以上の能力を有する」を「その他の直ちに摂氏十度以下に冷却することができる」に改め、同第二の六の4中「である」を「その他の直ちに摂氏十度以下に冷却することができる装置である」に改め、同第二の八の2の(4)中「又はこれと同等以上の能力を有する」を「その他の直ちに摂氏十度以下に冷却することができる」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

#### 別表第二（第二条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合の管理運営基準

第一 食品取扱施設等における衛生管理

別表第一の第一の基準に同じ。

第二 食品取扱者に係る衛生管理

別表第一の第二の基準に同じ。

第三 食品衛生責任者

別表第一の第三の基準に同じ。

第四 食品等の取扱い

一 施設、設備、人的な処理能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

二 食品等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について確認すること。

三 原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用すること。

四 製造、加工、調理等の各工程においては、食品を衛生的に取り扱うとともに、食品の特性に応じた、時間及び温度の管理に十分配慮し、必要に応じてその管理の状況を記録しておくこと。

五 加熱、冷却、乾燥等特に食品衛生上重点的に管理をする必要のある工程は、適正に管理すること。

六 製造、加工、調理等の各工程においては、食品を他の工程の食品と区別して取り扱う等設備、機械、器具又は食品取扱者を介した食品の相互汚染を防止すること。

七 製造、加工、調理等の全工程において、食品へ異物、不衛生な物及び原材料として使用して  
いないアレルギー物質が混入しないように措置を講ずること。

八 添加物は、正確に計量し、適正に使用すること。

九 再使用を行う容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

十 食品の販売に当たっては、食品を直接日光にさらし、又は不適切な温度で販売することのな  
いように衛生管理に注意すること。

十一 添加物製造業にあつては、製品の見やすい位置にロット番号を記入すること。

第五 記録の作成及び保存

別表第一の第七の二及び三の基準に同じ。

第六 報告

別表第一の第八の基準に同じ。

第七 回収

別表第一の第九の基準に同じ。

第八 管理運営

別表第一の第十の基準に同じ。

第九 衛生検査

一 別表第一の第十の一に掲げる営業者は、原材料並びに製造し、又は加工した食品及び添加物  
について、月一回以上衛生検査を行い、その検査の記録を一年間以上保存すること。

二 一に掲げる営業者以外の営業者にあつては、適宜衛生検査を行い、食品及び添加物の衛生状  
態を確認すること。

第十 運搬

別表第一の第十一の基準に同じ。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十六号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を  
次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「ワからネ」を「ト、チ及びヲからレ」に改め、同項中トからヲまでを削  
り、同項ワ中「カ」を「チ」に改め、同ワを同項トとし、同項中カをチとし、同チの次に次のように  
加える。

リ 法第三十五条第六項の規定による意見の聴取  
ヌ 法第三十五条第七項の規定による協議  
ル 法第三十五条第九項の規定による通知

別表第一の二十六の項ヨ中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に、「ワ」を「ト」に改め、同ヨを同項ヲとし、同項タ中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に、「カ」を「チ」に改め、同タを同項ワとし、同項レ中「ワ」を「ト」に、「カ」を「チ」に改め、同レを同項カとし、同項ソ中「ワ」を「ト」に、「カ」を「チ」に改め、同ソを同項ヨとし、同項ツ中「ワ」を「ト」に、「カ」を「チ」に改め、同ツを同項タとし、同項ネ中「カ」を「チ」に改め、同ネを同項レとし、同項ナ中「及び第三十八条から第四十条まで」を「第三十八条、第三十九条及び第四十条」に改め、同ナを同項ソとし、同項中ラをツとし、ムからケまでをネからクまでとし、同表の三十六の項中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)から(10)までを削り、同項(11)中「(5)に規定する」を「法第三十九条第一項の」に、「(8)に規定する」を「法第三十九条の三第一項の規定による」に改め、同(11)を同項(6)とし、同項(12)中「(5)に規定する」を「(6)の」に、「(8)に規定する」を「(6)の」に改め、同(12)を同項(7)とし、同項中(13)を(8)とし、(14)から(19)までを五ずつ繰り上げ、同項(20)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同(20)を同項(15)とし、同項(21)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同(21)を同項(16)とし、同項(22)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同(22)を同項(17)とし、同項(23)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同(23)を同項(18)とし、同項(24)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同(24)を同項(19)とし、同表の八十三の項中「井原市 矢掛町」を「井原市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 薬物の濫用の規制（第七条―第十八条）
- 第三章 雑則（第十九条）
- 第四章 罰則（第二十条―第二十六条）

附 則

第一章 総則

（目的）



第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県の責務及び県民等の役割並びに県が実施する基本的な施策を定めることにより、危険な薬物の濫用から県民の生命及び安全を守り、県民が安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料

- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから

- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料

- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物

- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔、意識障害その他これらに類する作用（以下「興奮等の作用」という。）を人の精神に及ぼす物で、濫用することにより人の健康に被害が生じ、又は生じるおそれがあるもの

(県の責務)

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体のほか、薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

- 3 県は、第一項の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

- 4 県は、薬物の濫用から県民の生命及び安全を守るため、薬物の危険性に関する情報について収集、整理、分析及び評価を行い、その結果を第一項の施策に反映させるものとする。

- 5 県は、薬物の濫用から県民の生命及び安全を守るため、必要な情報を県民に提供するものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

- 2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(不動産貸付者の役割)

第五条 県内に所在する不動産を貸し付けようとする者（以下この条及び次条第一項において「不動産貸付者」という。）は、当該不動産が薬物に関する法令又はこの条例の規定に違反する薬物の製

造又は販売（以下この条及び次条第二項において「薬物の違法製造等」という。）の用に供されることとなることを知って当該貸付けに係る契約を締結しないよう努めなければならない。

2 不動産貸付者は、当該貸付けに係る契約の締結に際し、次に掲げる事項を書面で約定するよう努めるものとする。

一 当該不動産を薬物の違法製造等の用に供してはならないこと。  
二 当該不動産を薬物の違法製造等の用に供していることが判明したときは、当該不動産を貸し付けた者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 県内に所在する不動産を貸し付けた者は、当該貸付けに係る契約の相手方が当該不動産を薬物の違法製造等の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

（不動産の貸付けの代理等を業とする者の役割）

第六条 不動産の貸付けの代理又は媒介を業とする者は、不動産貸付者に対し、前条の規定の遵守に關し助言を行うよう努めなければならない。

2 不動産の貸付けの代理又は媒介を業とする者は、不動産が薬物の違法製造等の用に供されることとなることを知って代理又は媒介をしないよう努めなければならない。

## 第二章 薬物の濫用の規制

（知事監視商品の指定）

第七条 知事は、第二条第七号に規定する薬物を含有する疑いがある商品のうち、吸入、吸引、摂取その他の方法（以下「吸入等の方法」という。）により人の身体に使用され、又はそのおそれがあるものに関して、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該商品を知事監視商品として指定することができる。

一 吸入等の方法により人の身体に使用したことを原因として、興奮等の作用を人の精神に及ぼした、又はその疑いがある事実

二 吸入等の方法により人の身体に使用したことを直接又は間接の原因として、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を害した、又はその疑いがある事実

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ岡山県薬事審議会（昭和三十六年岡山県条例第二十七号）第一条の岡山県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による指定は、名称、形状その他の知事監視商品（同項の知事監視商品をいう。以下同じ。）を特定することができる情報、指定の理由その他必要な事項を告示することにより行うものとする。

（知事監視商品の指定の失効）

第八条 前条第一項の規定による指定は、知事監視商品に第二条第一号から第六号までに規定する薬物又は第十二条第一項の知事指定薬物に該当する薬物が含有されると認められるに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による指定の失効について準用する。  
(知事監視商品の指定の解除)

第九条 知事は、知事監視商品に第二条第七号に規定する薬物が含有されていないことが証明されるときその他相当の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。  
(関係機関との協力等)

第十条 知事は、第七条第一項の規定による指定、前条第一項の規定による指定の解除等について必要があるときは、医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）その他の関係機関に対し、第二条第七号に規定する薬物を含有する疑いがある商品等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 医療機関の医師、関係機関の職員等は、次の各号のいずれかに該当する者を発見したときは、当該者が身体に使用した、又はその疑いがある商品の名称、形状その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めるものとする。

一 第二条第七号に規定する薬物を身体に使用したことを原因として、興奮、幻覚、陶酔、意識障害その他これらに類する症状を呈したと疑われる者

二 第二条第七号に規定する薬物を身体に使用したことを直接又は間接の原因として、自己又は他人の生命、身体又は財産を害したと疑われる者

3 知事は、第一項の規定により協力を求めるに当たっては、刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定に留意しなければならない。

(誓約書)

第十一条 知事監視商品を県内で所持する者は、第七条第一項の規定による指定後（当該指定後に県内で所持した者にあつては、所持の後）直ちに、次に掲げる事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

二 吸入等の方法により人の身体に使用しない旨（法人にあつては、吸入等の方法により人の身体に使用させない旨）の誓約

三 その他規則で定める事項

2 前項の規定により誓約書を提出した者は、同項第二号の誓約を遵守しなければならない。  
(知事指定薬物の指定)

第十二条 知事は、第二条第七号に規定する薬物のうち、県内において現に濫用され、又はそのおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、知事は、第一項の規定による指定後速やかに、その旨を審議会に

報告しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、同項の知事指定薬物（以下「知事指定薬物」という。）の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することにより行うものとする。

（知事指定薬物の指定の失効）

第十三条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに規定する薬物に該当するに至り、又は指定されたときは、その効力を失うものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による指定の失効について準用する。

（禁止行為）

第十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、国又は他の地方公共団体が学術研究又は試験検査の用に供するために行う場合その他の正当な理由により行う場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又はこれらの目的で所持すること。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること（販売又は授与の目的で所持する場合を除く。）。

五 知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんすること。

（立入調査等）

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下この条において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査等を行う者は、第一項の職員にあつては規則で、前項の警察職員にあつては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警告）

第十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して誓約書を提出しなかつた者

二 第十一条第二項の規定に違反して同条第一項第二号の誓約を遵守しなかつた者

三 第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

四 第十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又はこれらの目的で所持した者

五 第十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

六 第十四条（第五号に係る部分に限る。）の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 前項各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の警告を発することができる。

（命令）

第十七条 知事は、前条第一項の警告（同項第三号から第五号までに係るものに限る。次項において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与若しくは広告の中止又は回収若しくは廃棄その他必要な措置（次項において「中止等の措置」という。）をとることを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、中止等の措置をとることを命ずることができる。

一 薬物の濫用から県民の生命又は安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

（緊急時の勧告）

第十八条 知事は、第二条第七号に規定する薬物の濫用又は流通により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物（当該薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告した場合で、必要と認めるときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第一項の規定により勧告したときは、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならぬ。

### 第三章 雑則

（規則への委任）

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第四章 罰則

第二十条 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第三号又は第四号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

二 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第五号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者

第二十二條 第十四条（第四号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十五条第一項若しくは第二項の規定による立入調査若しくは同条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十五條 第十六条第一項第一号又は第二号の規定による警告に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

第二十六條 第二十条から第二十四条までの規定は、第十三条第一項の規定による指定の失効前にした行為についても適用する。

2 前条の規定は、第八条第一項の規定による指定の失効前にした行為についても適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条、第十四条から第十七条まで及び第四章の規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

##### （岡山県薬事審議会条例の一部改正）

2 岡山県薬事審議会条例の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

##### （部会）

第七條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。



をいう。次号において同じ。）にあつては、十八人」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「十五人」を「十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第五十五条の八第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第六十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 看護師 一以上
- 三 児童指導員又は保育士 一以上
- 四 機能訓練担当職員 一以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一以上

第七十条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十二条中「第三十七条まで、第三十九条から」を削り、「第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第六十四条」及び「第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第六十四条」とを削り、「第六十四条第六号」を「第三十八条第六号」に改め、「第六十四条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第七十二条の三の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第七十二条の三の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第七十二条の四中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第六十四条」及び「第七十条」を削



る。  
第八十一条第一項中「から第三項まで」を、「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の見出しを「指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例」に改め、同条中「以下同じ。」が「第百十一条第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。同号において同じ。）が「に、」のうちを「同号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号において同じ。）のうち」に、「同項の通りサービス」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項の通りサービス」に、「同項の指定小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業をいう。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号及び第百十一条第二号において同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「十五人」を「十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登

録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十七条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第一百一条の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条第一号中「であつて」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に改め、「第六十三条第五項」の下に「又は第七十一条第六項」を加え、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「九人」を「九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人)」に改め、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「個室」を「又は第七十五条第二項第二号ハの個室」に改める。

附則第三条の見出しを「(地域移行支援型ホームの特例)」に改め、同条第一項中「であつて、平成二十四年四月一日において現に入所施設又は」を「においては、平成三十七年三月三十一日までの間、「に存する」を「の」に改め、「行っている者については、当該指定共同生活援助の事業等を行う事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合に限り、同日以後においても指定共同生活援助の事業等を」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

附則第三条第二項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造)

第三条の二 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

附則第四条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改める。

附則第五条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移

行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、「住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「」及び「という。」）を削り、「適切な」を「移行支援方針に基づき適切な」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の事業等を開始した後速やかに、利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第三項において「住宅等」という。）に移行するための支援の方針（以下この条及び附則第七条第一項において「移行支援方針」という。）を策定しなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、前項の規定により移行支援方針を策定した場合は、遅滞なく当該移行支援方針の内容を附則第七条第一項の協議会に報告しなければならない。

附則第六条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に、「附則第五条」を「附則第五条第一項」に改め、「入所施設又は」を削る。

附則第七条の見出しを「（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）」に改め、同条中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「活動状況」を「移行支援方針に基づく支援その他の活動の状況」に、「必要な」を「当該協議会から必要な」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の第三第一項の協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の提供の状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第十四条第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際、現に指定を受けている改正前の附則第四条に規定する地域移行型ホーム事業者については、改正後の附則第三条から第七条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第一条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第十四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

#### 附則

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一条中社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第二十三条第一項第一号の改正規定(「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める部分に限る。)及び第二条中老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第二十二條第一項第一号の改正規定(「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める部分に限る。)は、平成二十七年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県条例第二十一号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県  
条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第十三条第一項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条  
第二十四項」に改め、同条第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第四十五条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項の指定介護予防通  
所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型  
居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

15 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施  
設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又  
は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの  
入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければなら  
ない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十一条第七項及び第十三条の改正  
規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法  
律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施  
行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 整備法附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法  
第五条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧介護保険法」とい  
う。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第七  
項に規定する介護予防通所介護については、改正前の第四十五条第十二項の規定は、なおその効力  
を有する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部  
を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の

一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項の指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項の介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条の指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第六条に次の一項を加える。

6 指定訪問介護事業者が第二項の第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六条第二項の第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等条例第八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第十四条中「平成十一年厚生省令第三十八号」の下に「。第百六十五条第二項において「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。

第十六条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第四十三条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項の基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項の介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等条例第四十三条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十五条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十三条第三項の第一号訪問事業」

に、「指定介護予防サービス等条例第四十五条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十九条第三項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に、「指定介護予防サービス等条例」を「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）」に改める。

第六十四条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十五条第五項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第十項」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第八十条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十五条第一項に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項の訪問リハビリテーション計画又は第四百四十一条第一項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第八十六条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百三十七条第一項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第四百四十一条第一項から第四項までに規定する運営の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項の指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第一号通所事業（旧法第八条の二第七項の介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条の指定介護予防通所介護をいう。以下

同じ。)の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号の第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第九十八条第一項から第七項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第一百零二条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一百零一条第三号の第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第一百零一条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）においては、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。  
第一百零一条の次に次の一項を加える。

（事故発生時の対応）

第一百零一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第一百零二条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第一百零二条第二項第五号中「次条において準用する第四十条第二項」を「前条第二項」に改める。  
第一百零三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条中」に改める。

第一百零五条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。  
第一百零九条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）においては、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第一百三十条第二項第六号中「第四十条第二項」を「第一百零一条の二第二項」に改める。

第一百三十一条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第一百零一条」を「第一百零一条の二」に、「読み替える」を「、第一百零一条の二第四項中「第一百零二条第四項」とあるのは「第



百十九条第四項」と読み替える」に改める。

第三百三十二条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第一百十二条第一項の基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第一号通所事業（旧法第八條の二第七項の介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号の第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第百十三条第一項から第六項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十四条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第三百三十二条第一項第三号の第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第百十五条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十五条中「から第四十一条まで」を「、第四十一条」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条中」に改める。

第三百三十六条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四百十条第一項に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第四百十一条に次の一項を加える。

六 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれていた環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第一項から第四項までに規定する運営の基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六百六十五条に次の一項を加える。

二 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項の指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第八十二条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一

項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」を加える。

第百八十八条中「並びに」を「及び」に改め、「「看護職員」と」の下に「、第百六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百九十一条第一項第四号イ中「とする」を「以上とする」に改める。

第二百七条第三項を削る。

第二百十八条第二項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。  
第二百二十三条を次のように改める。

#### 第二百二十三条 削除

第二百三十六条第二項第八号を削る。

第二百四十七条第二項第十号を削る。

第二百四十八条中「第二百二十二条」の下に、「第二百二十四条」を加える。

第二百五十八条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附則第十三条中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧介護保険法」という。）第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第四十三条第三項並びに第四十五条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第百条第一項第三号及び第八項、第百二条第四項、第百三十二条第一項第三号及び第七項並びに第百三十四条第四項の規定は、なおその効力を有する。

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第三条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予

防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第百条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百六条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百六条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第百条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百七条第二項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第百八条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に改める。

第百十六条中「から第三十八条まで」を「、第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

第二条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員の基準（第六条・第七条）

第三節 設備の基準（第八条）

を

第四節 運営の基準（第九条―第三十九条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第四十条―第四十二条）

第六節 基準該当介護予防サービスの基準（第四十三条―第四十七条）

」

「第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針（第九十七条）

「第二章 削除」に、「第五十二条」を「第五十一条の二」に、

- 第二節 人員の基準（第九十八
- 第三節 設備の基準（第一百条）
- 第四節 運営の基準（第一百一条
- 第五節 介護予防のための効果
- 第六節 基準該当介護予防サ―

条・第九十九条）

を「第七章 削除」に、「第一百二十条」を「第

―第一百八条）

的な支援の方法の基準（第九十九条―第一百十二条）

ビスの基準（第一百三十三条―第一百六条）

百十九条の二」に改める。

第二章を次のように改める。

## 第二章 削除

第五条から第四十七条まで 削除

第四十九条の見出しを「（従業者の員数）」に改め、同条第三項中「指定居宅サ―ビス等基準第四十五条第一項」を「指定居宅サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サ―ビス等基準」という。）第四十五条第一項」に、「指定居宅サ―ビス等条例」を「介護保険法に基づく指定居宅サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号。以下「指定居宅サ―ビス等条例」という。）」に改める。

第三章第四節中第五十二条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ―ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第五十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予

防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十一条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十一条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の開始に

際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第一号ハ及びニの計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第五十一条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第五十一条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第五十一条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第五十一条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知し



なければならぬ。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十五条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならぬ。

(衛生管理等)

第五十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第五十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十五条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あ

らかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第五十五条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第五十五条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十五条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支

援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十五条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十六条第二項第一号中「次条において準用する第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十二条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十三条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十六条から第三十八条まで並びに」を削り、「第五十二条第一項及び」を「第五十一条の九、第五十二条第一項、第五十五条の八第五項及び第六項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第二十条第一項」を「第五十一条の十三第一項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とを削り、「前項」を「前項」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改める。

第七十四条第二項第四号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第七十五条中「第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十八条まで及び第五十四条」を「第五十一条の二、第五

十一條の三、第五十一條の五から第五十一條の七まで、第五十一條の九から第五十一條の十三まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十四條及び第五十五條の二から第五十五條の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九條第一項及び第三十一條中「第二十七條」を「第五十一條の二第一項及び第五十五條の四中「第五十五條」に、「第十四條中」を「第五十一條の七中」に、「病歴」を「病歴」と、第五十五條の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第八十四條第二項第二号中「第二十條第二項」を「第五十一條の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四條」を「第五十二條の三」に改め、同項第四号中「第三十五條第二項」を「第五十五條の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七條第二項」を「第五十五條の十第二項」に改める。

第八十五條中「第九條から第十四條まで、第十六條から第二十條まで、第二十二條、第二十四條、第二十九條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十四條」を「第五十一條の二から第五十一條の七まで、第五十一條の九から第五十一條の十三まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十四條、第五十五條の二から第五十五條の五まで、第五十五條の七から第五十五條の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九條第一項及び第三十一條中「第二十七條」を「第五十一條の二第一項及び第五十五條の四中「第五十五條」に、「第十四條中」を「第五十一條の七中」に、「病歴」を「病歴」と、第五十五條の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第八十七條第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二條の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同項第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十八條第一項の指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたりリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百二十六條第一項第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法の基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第九十三条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第九十四条中「第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に、「第十九条中」を「第五十一条の十二中」に、「利用者」を「利用者」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第七章を次のように改める。

#### 第七章 削除

第九十七条から第一百六条まで 削除

第八章第四節中第二百二十条の前に次の二条を加える。

#### (利用料等の受領)

第一百十九条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負

担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第一百九条の三 介護予防通所リハビリテーション事業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

第一百九条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第一百九条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第一百九条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第一百九条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

第二百二十三条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百二十四条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条、第一百一条及び第一百三十三条から第一百五十五条まで」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改め、「、」第二百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第二百二十六条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十七条第一項第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法の基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第二百二十七条第一号中「アセスメント」の下に「（指定介護予防支援等基準第三十条第七号のアセスメントをいう。）」を加える。

第二百三十三条第一項第二号イ中「第二百五条第一項」を「第二百一十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第二百五条第二項」を「第二百一十一条の四第二項」に改め、同条第七項第二号中「指定地域密

着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に改める。

第三十三条第二項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。  
第四十条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第四十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十二条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第四十三条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「第三十二条、第五十五条及び第六条」を「第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の二及び第二百二十一条の四」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十五条の四中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第五十四条第一項第二号イ中「第五十五条第一項」を「第二百二十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第五十五条第二項」を「第二百二十一条の四第二項」に改める。

第六十条中「、第六十一条」を「及び第四十条の二」に、「第三十二条」を「第二百二十一条の二」に改める。

第六十六条の見出しを「（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設）」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所、」を削り、「」又は「」若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の指定介護予防小規



模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第六百六十七条第四項、第七十条第一項及び第七十一条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第七十二条中「第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の七まで、第五十五条の八」に、「第三十六条から第三十八条まで、第五十四条、第五十五条、第六百三条、第六百六条、第六百六条」を「第五十五条の九から第五十五条の十一まで、第六百二十一条の二、第六百二十一条の四及び」に、「第二十条第一項」を「第五十一条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二條中」を「第五十二条の二中」に、「第三十一条中」「第二十七條」を「第五十五条の四中」「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條第三項中」「介護予防通所介護従業者」を「第六百二十一条の二第三項中」「介護予防通所リハビリテーション従業者」に、「前項」を「前項」と、第四百四十條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」に改める。

第七十五条第一項第四号イ中「とする」を「以上とする」に改める。

第八十一条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四條」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七條第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第八十二条中「第十条から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十四條、第三十一條、第三十二條、第三十四條から第三十八條まで」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「第六百三條、第六百五條」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第六百二十一条の二、第六百二十一条の四」に、「第三十一條中」「第二十七條」を「第五十五条の四中」「第五十五條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第六百三條第三項中」「介護予防通所介護従業者」を「第六百二十一条の二第三項中」「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九十二条第二項中「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の二」に改める。

第九十七条中「第六百三條」を「第六百二十一条の二」に改める。

第二百三條第一項中「第八條の二第十一項」を「第八條の二第九項」に改め、同條第三項を削る。第二百四條第一項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

第二百四條第二項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者数の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

第二百七条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百九条を次のように改める。

## 第二百九条 削除

第二百七条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第二百十八条中「第十二条、第十三条、第二十二條、第二十四條、第三十一条から第三十八条まで、第五十三条、」を「第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から」に、「、第五十五条及び第六六条」を「まで、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百一一条の四及び第四百四十条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第二百一十三条」と、「訪問介護員等」を「第五十三条中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五十三条中」を「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第二百一十三条」と、」に改める。

第二百二十六条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百三十一条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百三十三条第二項中「指定介護予防サービス事業者又は」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは」に、「でなければ」を「又は指定事業者でなければ」に改め、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条の指定訪問介護をいう。次項第一号において同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条の指定通所介護をいう。同項第二号において同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「とする」を「並びに第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。同項第一号において「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。同項第二号において「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする」に改め、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第二百三十四条第二項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十五条中「第十二条、第十三条、第二十二條、第二十四條、第三十一條から第三十八條まで、第五十三條、」を「第五十一條の五、第五十一條の六、第五十二條の二から」に、「第五百五條、第六百六條」を「まで、第五十五條の四から第五十五條の十一まで、第二百二十一條の四、第四百十條の二」に、「第三十一條中「第二十七條」を「第五十三條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十五條の四中「第五十五條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第五十五條の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十三條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第二百三十八條中「第八條の二第二項」を「第八條の二第十項」に改める。

第二百四十四條の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百四十八條第二項第一号中「第二十二條第二項」を「第五十一條の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四條」を「第五十二條の三」に改め、同項第四号中「第三十五條第二項」を「第五十五條の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七條第二項」を「第五十五條の十第二項」に改める。

第二百四十九條中「第九條から第二十二條まで、第二十二條、第二十四條、第三十二條から第三十八條まで」を「第五十一條の二から第五十一條の十三まで、第五十二條の二、第五十二條の三」に、「並びに第三百三條第一項」を「、第五十五條の五から第五十五條の十一まで並びに第二百二十一條の二第一項」に、「第九條第一項中「第二十七條」を「第五十一條の二第一項中「第五十五條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一條」を「第五十一條の四」に、「第五條第二項」を「第五十一條の八第二項」に、「第十九條」を「第五十一條の十二」に、「第二十二條第一項中「提供日」を「第五十一條の十三第一項中「提供の日」に、「第二十二條中」を「第五十二條の二中」に、「第三百三條第二項」を「第二百二十一條の二第二項」に改める。

第二百五十四條中「第九條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十四條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條」を「第五十一條の二から第五十一條の八まで、第五十一條の十から第五十一條の十三まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十四條、第五十五條の五から第五十五條の七まで、第五十五條の八」に、「第三十六條から第三十八條まで、第五十四條並びに第三百三條第一項」を「第五十五條の九から第五十五條の十一まで並びに第二百二十一條の二第一項」に、「第九條第一項中「第二十七條」を「第五十一條の二第一項中「第五十五條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一條」を「第五十一條の四」に、「第十五條第二項」を「第五十一條の八第二項」に、「第十九條」を「第五十一條の十二」に、「第二十五條第一項中「提供日」を「第五十一條の十三第一項中「提供の日」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二條中」を「第五十二條の二中」に、「第三百三條第二項」を「第二百二十一條の二第二項」に改める。

第二百五十五条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第二百六十二条第二項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百六十三条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十四条、第三十条、第三十二条から第三十八条まで」を「第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十二まで、第五十二条の三」に、「第百三条第一項」を「第五十五条の三、第五十五条の五から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二第一項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条中」を「第五十一条の十二中」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

附則第十一条中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第五条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧介護保険法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、第二条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第五条から第四十七条までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第六条第二項及び第六項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（次項において「第一号訪問事業」という。）（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六条第二項</p>	<p>指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の事業</p>	<p>第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正後の法第百十五條の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業をいい、指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p>
<p>第六条第六項</p>	<p>指定訪問介護の利用者</p>	<p>当該第一号訪問事業</p>
<p>第六条第六項</p>	<p>指定訪問介護事業者</p>	<p>第二項の第一号訪問事業に係る指定事業者</p>
<p>第六条第六項</p>	<p>指定訪問介護の事業</p>	<p>当該第一号訪問事業</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第六条第一項から第四項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>指定訪問介護事業者</p>	<p>第六条第二項の第一号訪問事業に係る指定事業者</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>指定訪問介護の事業</p>	<p>当該第一号訪問事業</p>
<p>指定居宅サービス等条例第八条第一項に規定する</p>	<p>指定居宅サービス等条例第八条第一項に規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>

4 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第四十三條第三項及び第四十五條第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十三條第三項</p>	<p>基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十條第一項の基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業</p>	<p>第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正後の法第百十五條の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業をいい、基準該当介護予防訪問介護に</p>
-----------------	--	--

第四十五条第二項	指定居宅サービス等条例第四十三条第一項及び第二項に規定する	相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当訪問介護の事業	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十五条第二項	指定居宅サービス等条例第四十五条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
	指定居宅サービス等条例第四十五条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

5 旧介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護保険法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第九条から第十五条まで（旧条例第八八条及び第十六条において準用する場合に限る。）、第十六条（旧条例第八八条において準用する場合に限る。）、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十一條から第三十四条まで及び第三十五條第一項から第四項まで（これらの規定を旧条例第八八条及び第十六条において準用する場合に限る。）、第三十五條第五項及び第六項（これらの規定を旧条例第八八条において準用する場合に限る。）、第三十六條及び第三十八條（これらの規定を旧条例第八八条及び第十六條第六條において準用する場合に限る。）、第九十七條から第十六條まで、第六十六條、第六十七條第四項、第七十七條第一項並びに第七十一條の規定は、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第九十八條第一項第三号及び第八項並びに第九十條第五項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第十五條の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（次項において「第一号通所事業」という。）（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十八條第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三條第一項の指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五條の規定による改正後の法第百十五條の四十五第一項第一号口の第一号通所事業をいい、指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二條の指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業

第九十八條第八項	指定通所介護の利用者	当該第一号通所事業の利用者
	指定通所介護事業者	第一項第三号の第一号通所事業に係る指定事業者
第百條第五項	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等条例第百條第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百條第五項	指定通所介護事業者	第九十八條第一項第三号の第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
第百十五條第一項	指定居宅サービス等条例第百二條第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

7 附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第百十三條第一項第三号及び第七項並びに第百十五條第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と第一号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三條第一項第三号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六條第一項の基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	第一号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条の規定による改正後の法第百十五條の四十五第一項第一号口の第一号通所事業をいい、基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
	基準該当通所介護の利用者	当該第一号通所事業の利用者
第百十三條第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号の第一号通所事業
	指定居宅サービス等条例第百三十二條第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十五條第四項	基準該当通所介護の事業	第百十三條第一項第三号の第一号通所事業
	指定居宅サービス等条例第百三十四條第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

8 整備法附則第十三條の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第二條の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(以下「新条例」)

という。) 第二百三十二条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号) 附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)」とする。

9 新条例第二百三十三条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が新条例第二百二十六条に規定する受託介護予防サービス事業者となる場合は、新条例第二百三十三条第三項中「同項第二号において同じ。」とあるのは「同項第二号において同じ。」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号) 附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。) 第五十三条第一項の指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第八条の第二第二項の介護予防訪問介護(次項第一号において「旧指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二第七項の介護予防通所介護(次項第二号において「旧指定介護予防通所介護」という。))と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十五号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成二十六年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は利用者若しくは」を「及び利用者又は」に改める。

第十五条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二十四条第一項の訪問介護計画をいう。)等同令において位置付けられている



計画の提出を求めること。

第十五条第一項に次の一号を加える。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定により、同条第一項の会議から同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

第三十一条第二項第一号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表試験機器の項中

万能材料試験機（最大荷重が一〇〇トン以下のもの）	一時間につき	一、八九〇円	を
	一時間につき	二、五四〇円	
万能材料試験機（最大荷重が一〇トン未満のもの）	一時間につき	二、五四〇円	に、
	八時間につき	二四、四一〇円	
荷重軟化試験機	八時間につき	二四、四一〇円	を
	八時間につき	一、二二〇円	
熱間曲げ試験用強度測定装置	八時間につき	二四、四一〇円	に、
	八時間につき	一三、七五〇円	
電気管状炉	八時間につき	一三、七五〇円	を
	八時間につき	一三、七五〇円	
熱間圧縮強さ測定装置	八時間につき	一三、七五〇円	に改め、同表
	八時間につき	五五、〇〇〇円	

試作加工機器の項を次のように改める。

試作加工機器			
旋盤	小型電気炉	一時間につき	八時間につき
		一、一六〇円	六、九六〇円

ジョークラッシャー	一時間につき	四七〇円
ボールミル	四時間につき	七五〇円
ヘンセルミキサー	一時間につき	六二〇円
ダイヤカットマシン	一時間につき	八八〇円
ロールクラッシャー	一時間につき	六二〇円

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例の一部を改正する条例

岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）及び」を削り、「貸付事業」の下に「及び公益財団法人岡山県産業振興財団が設備の貸付け等を行う事業に係る資金の貸付事業」を加える。

第二条中「国庫支出金、」を削り、「小規模企業者等設備導入資金の」を「前条の貸付事業に係る」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「貸付事業」の下に「及び公益財団法人岡山県産業振興財団が設備の貸付け等を行う事業に係る資金の貸付事業」を加える部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中

測定機器	マイクロプレート専用オ	一時間につき	九六〇円
------	-------------	--------	------

理化学機器	オートリーダー		
	パーティクルガン	一回につき	一、三三〇円
	超遠心分離機	一回につき	一九、九七〇円

理化学機器	パーティクルガン	一回につき	一、三三〇円
-------	----------	-------	--------

微量たんぱく質分取装置	八時間につき	一六、二三〇円
たんぱく質分取装置	八時間につき	一四、七七〇円
キャピラリー電気泳動装置	一時間につき	一、七七〇円
パルスフィールド電気泳動装置	一時間につき	一、〇二〇円
フレンチプレス	一時間につき	六三〇円
蛍光式DNAシーケンサ	二四時間につき	二七、三八〇円

たんぱく質分取装置	八時間につき	一四、七七〇円
透過電子顕微鏡	一時間につき	四、九二〇円
走査電子顕微鏡	一時間につき	三、八四〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例

岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二〇四円」を「四一〇円」に、「二二三、六三〇円」を「四二七、二六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（占用料の額の最低額の下限の額）

第六条 法第三十九条の二第五項の条例で定める額については、第二条第一項本文及び第三条の規定を準用する。この場合において、同項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下この条及び第四条において「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日から当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間」とあるのは「法第三十九条の二第一項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、第三条中「前条の規定にかかわらず、同条」とあるのは「第六条において準用する前条の規定にかかわらず、同条」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同条第六号中「前条」とあるのは「第六条において準用する前条」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件	単位	占 用 料				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条 第一項 第一号 に掲げ る工作 物	一本に つき一 年	一、四〇〇円	六一〇円	四三〇円	三六〇円	三一〇円
第一種電柱		一、九〇〇円	九四〇円	六六〇円	五五〇円	四八〇円
第二種電柱		二、一〇〇円	一、三〇〇円	九〇〇円	七四〇円	六五〇円
第三種電柱		二、八〇〇円	一、三〇〇円	九〇〇円	七四〇円	六五〇円
第一種電話柱		一、二〇〇円	五五〇円	三九〇円	三二〇円	二八〇円
第二種電話柱		一、九〇〇円	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円
第三種電話柱		二、七〇〇円	一、二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円



平成27年3月20日 岡山県公報 号外

幕(令第七 七条第四	祭礼、緑 日その他	その他の もの	旗ざお	標識	道路法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号。以 下「令」 とい う。)		その他のもの	法第三 十二條 第一項 第六号 に掲げ る施設			法第三 十二條 第一項 第五号 に掲げ る施設			法第三十二條第一項第三号及 び第四号に掲げる施設		満のもの	外径が一メートル以 上のもの				
					表示面 積(平方 メートル) つき一 年	表示面 積(平方 メートル) つき一 年		占用面 積(平方 メートル) つき一 年	占用面 積(平方 メートル) つき一 年	階数が二 のもの	階数が三 以上のもの	地下街及 び地下室 のもの	階数が一 のもの	占用面 積(平方 メートル) つき一 年	占用面 積(平方 メートル) つき一 年			占用面 積(平方 メートル) つき一 年			
一九〇円	三三八円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	三三八円	三三八円	三三八円	一九〇円	七七〇円	五六〇円	六四〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	一、五〇〇円	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
一九〇円	三三八円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	三三八円	三三八円	三三八円	一九〇円	七七〇円	五六〇円	六四〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	一、五〇〇円	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
一九〇円	三三八円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	三三八円	三三八円	三三八円	一九〇円	七七〇円	五六〇円	六四〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	一、五〇〇円	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
一九〇円	三三八円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	三三八円	三三八円	三三八円	一九〇円	七七〇円	五六〇円	六四〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	一、五〇〇円	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円



三号に掲げる施設	のものに限る。）の路面下に設けるもの				
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額			
その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額			

別表の備考中第七号を第十二号とし、第二号から第六号までを五号ずつ繰り下げ、第一号を第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

- 一 第一級地とは、その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして知事が定める市町村の区域をいう。
- 二 第二級地とは、その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして知事が定める市町村の区域をいう。
- 三 第三級地とは、その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして知事が定める市町村の区域をいう。
- 四 第四級地とは、その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして知事が定める市町村の区域をいう。
- 五 第五級地とは、その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして知事が定める市町村の区域をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十二条関係）



都市公園名	占用物件名	単位	金額
後楽園 総合グラウンド	電柱	一本一年につき	四三〇円
	電線	一メートル一年につき	四円
水島緑地 倉敷スポーツ公園	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	一メートル一年につき	一六円
	公衆電話ボックス	一基一年につき	七七〇円
水島緑地 倉敷スポーツ公園	その他の物件	知事がその都度定める額	
	電柱	一本一年につき	六一〇円
水島緑地 倉敷スポーツ公園	電線	一メートル一年につき	五円
	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	一メートル一年につき	二三円
その他の物件	公衆電話ボックス	一基一年につき	一、一〇〇円
知事		知事	知事がその都度定める額

別表第五の二の(二)のハの表中「ナイター」を「七五〇ルクス」に、「一試合」を「一時間」に、「四三三、四五〇円」を「三三三、〇〇〇円」に、「九一、九五〇円」を「六、六〇〇円」に、「三一、〇七〇円」を「六、六〇〇円」に、「一一、九三〇円」を「六、六〇〇円」に、「デーゲームの延長等によるもの」を「五〇〇ルクス」に、「一〇五、六四〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、一九〇円」を「五、〇〇〇円」に、「三、七二〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表中「、野球場のナイター照明設備」を削る。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県風致地区条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県風致地区条例を廃止する条例

岡山県風致地区条例（昭和四十五年岡山県条例第二十七号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（岡山県景観条例の一部改正）

3 岡山県景観条例（昭和六十三年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「岡山県風致地区条例（昭和四十五年岡山県条例第二十七号）第二条第一項各号に掲げる」を「同法第五十八条第一項の条例の規定による規制の対象となる」に改める。

建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第三十三号

建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第七条第一項中「第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準」を「第一百二十二条第一項に規定する一時間準耐火基準」に改める。

第十二条中「改築」の下に「、移転」を加える。

#### 附則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第三十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「次に掲げる場合」を「別表第一の上欄に掲げる床面積の合計」に、「次に定める」を「同表の下欄に定める」に改め、同号イ及びロを削り、同項第七号の二中「第六条第五項、

第六条の二第三項又は第十八条第四項の規定による建築主事を置く市町村又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。）が求める」を「第六条の三第一

項の規定による申請又は同法第十八条第四項の規定による求めに係る」に、「ごとに」を「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物

の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに」に改め、同項第八号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号イ中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」

に改め、同項第九号中「（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第十八条第二十二項第一号（」を「若しくは第二号又は第十八条第二

二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を）」に、「承認」を「認定」に改め、同項第九号の二

の次に次の一号を加える。

九の三 建築基準法第四十二条第一項第五号に規定する道路に係る図面又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第一項第一号から第六号までに掲げる書類の写しの交付 四百円

第二条第一項第四十四号及び第四十六号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第四十八号中「書換え交付又は」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四十八の二 建築士法第五条第三項の規定による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付 五千九百円

第二条第一項第五十七号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第五十八号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項第六十号及び第六十一号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六十一の二 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十三第一項の規定による宅地建物取引士証の書換え交付（同条第三項ただし書に規定する場合の書換え交付を除く。） 四千五百円

六十一の三 宅地建物取引業法施行規則第十四条の十五第一項の規定による宅地建物取引士証の再交付 四千五百円

第二条第一項第九十号の次に次の一号を加える。

九十の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 十六万千円

第二条第一項第九十一号中「イ」を「（以下この号）」に改め、同号イ中「第九十三号イ、第九十七号イ及び第九十九号イにおいて」を「以下」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロ中「適合証」の下に「及び設計住宅性能評価書の写し」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び第九十三号において同じ。）（当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）に適合していることを証するものに限る。ハにおいて同じ。）の写しの提出があった場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 一万五千八百円
- (2) 共同住宅等 別表第七の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第二条第一項第九十三号イ中「いう。」の下に「及び設計住宅性能評価書（当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限

る。)に適合していることを証するものに限る。ロにおいて同じ。)の写し」を加え、同号ロ中「イに掲げる変更以外の変更」を「その他」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 七千九百円

(2) 共同住宅等 別表第七の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第四条第二項中「に定める」を「又は第四十八号の二に定める」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三の備考を次のように改める。

備考 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第二十条第一項第二号イ後段又は第三号イ後段に規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二(第二条関係)

床面積の合計	金額
五百平方メートル以内のもの	五万八千四百円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	九万二千三百円
千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	十七万七千八百円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	三十万九百円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	四十六万六千六百円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	八十四万四千円
二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	百十五万四千五百円
三万平方メートルを超えるもの	百三十九万六千七百円

備考 別表第七の備考の規定は、この表について準用する。

附則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項第九号の次に一号を加える改正規定 公布の日

二 第二条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定、同項第五十七号、第五十八号、第六十号及び第六十一号の改正規定、同号の次に二号を加える改正規定、同項第九十一号及び第九十三号の改正規定並びに別表第七の次に一表を加える改正規定 平成二十七年四月一日

三 第二条第一項第四十八号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定及び第四条第二項の改正規定 平成二十七年六月二十五日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 岡山県吏員恩給条例(昭和二十五年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)

第四条第三項中「第一条第四号及び第五号」を「同条第四号から第六号まで」に改める。

別表第一中「公営企業管理者」の月額 八九〇、〇〇〇円を

公営企業管理者	月額	八九〇、〇〇〇円
教育長		に改める。

別表第二の表中

人事委員会の常勤の委員	一般職の職員が支給を受ける額に相当する額	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円
常勤の監査委員			

を

教育長	一般職の職員が支給を受ける額に相当する額	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円
人事委員会の常勤の委員			
常勤の監査委員			

に改め、同表口の表中

公営企業管理者

を

公営企業管理者

に改め

る。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「教育委員会の委員が教育長を兼ねる場合又は」を削る。

別表中		教育委員会の委員			
		委員長		その他の委員	
月額	日額	月額	日額	月額	日額
三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

を

「教育委員会の委員」に改める。

(恩給法による恩給並びに他の地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第四条 恩給法による恩給並びに他の地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年岡山県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「昭和二十二年法律第百三十五号」を「昭和二十三年法律第百三十五号」に改め、同項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、「昭和三十一年法律第百六十二号」の下に「。次項第二号イにおいて「旧地方教育行政法」という。」を加え、同条第五項第二号イ中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「旧地方教育行政法」に改める。

(特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 特別職の職員等の退職手当に関する条例(昭和五十五年岡山県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員の退職手当に関する条例

第一条中「公営企業管理者」の下に「、教育委員会の教育長(第三条第四号において「教育長」という。)」を加え、「常勤」を「及び常勤」に改め、「及び教育委員会教育長」を削り、「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

第二条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

第三条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改め、同条中第六号を削り、第五号を第六号

教育長

とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育長 百分の二十五

第四条及び第五条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

(岡山県職員倫理条例の一部改正)

第六条 岡山県職員倫理条例(平成十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「教育長」を削る。

(岡山県教育委員会委員定数条例の一部改正)

第七条 岡山県教育委員会委員定数条例(平成十三年岡山県条例第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

(岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正)

第八条 岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成二十年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第九条 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員及び教育長の」を「教育委員会の教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の」に改め、「及び岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第六号)第三条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、本則第三号中「公営企業管理者」の下に「、教育委員会の教育長」を加え、「、常勤」を「及び常勤」に改め、「及び教育長」を削る。

(岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第十条 岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第三条に規定する新教育長について適用する。

3 この条例の施行の日から改正法附則第二条第三項に規定する任期が満了する日までの間は、第三条の規定による改正前の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職することとされる同項に規定する旧教育長については、次に掲げる条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

一 第五条の規定による改正前の特別職の職員等の退職手当に関する条例

二 第六条の規定による改正前の岡山県職員倫理条例

三 第七条の規定による改正前の岡山県教育委員会委員定数条例

四 第九条の規定による改正前の知事等の給与の特例に関する条例

五 第十条の規定による廃止前の岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例

(岡山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

5 岡山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年岡山県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。  
(岡山県職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第四項の旧教育長については、前項の規定による改正前の岡山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例(昭和三十二年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二〇人」を「二一人」に、「一、〇〇〇人」を「一、〇〇四人」に、「一、〇三三人」を「一、〇三八人」に、「一、〇六三人」を「一、〇六八人」に、「三、四七〇人」を「三、四八五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例(昭和三十二年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(殉職者賞じゆつ金等)」に改め、同条中「きわめて」を「極めて」に改め、同



条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出勤し、死亡した場合においては、三千万円の殉職者特別賞じゆつ金を支給する。ただし、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で一般の模範と認められる場合にあつては、三千万円にその十割以内の額を加算して得た額を支給することができる。

第六条の見出し中「殉職者賞じゆつ金」の下に「等」を加え、同条中「殉職者賞じゆつ金」の下に「又は殉職者特別賞じゆつ金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十五号イ中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第三項第三号」に改め、同項第三十六号中「千八百十円」を「千三百五十円」に改める。

別表第二の一の項中「四千六百元（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を岡山県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千七百元）」を「四千四百円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を岡山県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千四百円）」に、

千八百円	千九百円	を	千七百五十円	に、
			千八百五十円	「三千五十

円）」を「三千五百円）」に、「三千五十円（」を「二千九百五十円（」に、「四千六百元）」を「四千

道路交通法第九十七 千九百円

五百円)に、  
 条の二第一項の規定  
 の適用を受ける場合

道路交通法第九十七 条の二第一項の規定 の適用を受ける場合	千八百五十円
-------------------------------------	--------

に、「四千六百元(道路交通法第九

十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を岡山県公安委員会が提供する自動車を使用し  
 て受ける場合にあつては、七千六百五十円を「四千五百五十円(道路交通法第九十七条第一項第  
 二号に掲げる事項について行う試験を岡山県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に  
 あつては、七千六百五十円)に、「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千  
 四百円」に改め、同表の一の二の項中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五  
 十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千  
 七百五十円」に改め、同表の二の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千円」を「三  
 千円」に改め、同表の四の項中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同表の五の項中「千二百  
 円」を「千円」に改め、同表の六の項中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二  
 万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同表の七の項中「千二百円」を「千円」に改め、  
 同表の八の項中「一万五千元」を「一万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」  
 に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表の九の項中「二千八百円」を「二  
 千八百五十円」に、「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に、  
 「千円」を「千五十円」に改め、同表の十二の項中「つき七百円」を「つき七百五十円」に、

道路交通法第九十八条の二第一項第二 号に掲げる講習	講習一時間につき二千四百五十 円
------------------------------	---------------------

を

道路交通法第九十八条の二第一項第二 号に掲げる講習	講習一時間につき二千三百五十 円
------------------------------	---------------------

に、「二千二百円」

を「二千円」に、「四千七百円」を「四千六百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千円」に、  
 「四千五十円」を「四千円」に、「三千五百円」を「三千円」に、「千二百五十円」を「千三百  
 円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、「二千六百元」

講習一時間につき二千四百五十 円	講習一時間につき二千四百五十 円
六百元	

を「二千五百五十円」に、

を

講習一時間につき二千四百円

を

五百円
-----

に、「九百五十円」を「八百円」に、「千五百円」を「千三

百五十円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に、「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同表の十三の項中「八百五十円」を「九百円」に改める。

別表第三の一の項中「四千五百五十円」を「四千円」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表の二の項中「七千円」を「六千七百円」に、「六千四百円」を「六千二百円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「七千八百円」を「七千四百

円」に改め、同表の三の項及び四の項中

二千円	千八百五十円	二千円
-----	--------	-----

を

二千四百五十円	千九百五十円	千九百五十円
---------	--------	--------

に改め、同表の五の項中

二千二百五十円	二千円	二千二百五十円
---------	-----	---------

を

二千円	千九百五十円	二千五百円
-----	--------	-------

に改め、同表の六の項中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、

「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同表の七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「一万四千円」を「一万三千五百円」に、「一万五千円」を「一万五百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百五十円」に、「一万五千三百円」を「一万四千七百五十円」に改め、同表の備考二中「四千五百五十円」を「五千四百五十円」に、「三千九百円」を「四千二百五十円」に、「四千五百五十円を減じた」を「四千二百五十円を減じた」に改める。

別表第四の一の項中「四千五百円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表の二の項中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に、「千九百元」を「二千五十円」に改め、同表の三の項中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百円」を「千円」に改め、同表の四の項及び五の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同

表の六の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、

千五百五十円	千五百円
--------	------

を

千三百円	千二百円
------	------

に改め、同表の七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に

改め、同表の備考一中「八千六百円」を「八千二百円」に、「六千円」を「五千七百五十円」に、「三千八百五十円」を「三千七百円」に、「九千四百円」を「九千四百五十円」に改め、同表の備考二中「三千円」を「三千三百五十円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に改める。

第二条 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項中

道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	一万三千二百円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則第八条第二項に規定するものである場合にあつては、九千五十円）
-------------------------	---

を

道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	一万三千二百円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則第八条第二項に規定するものである場合にあつては、九千五十円）
道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき千九百元

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条第一項第二十五号イの改正規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十七年四月一日

岡山県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例

岡山県企業立地資金貸付基金条例（昭和五十七年岡山県条例第三十四号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岡山県市町村営団地開発促進事業基金条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県市町村営団地開発促進事業基金条例

（設置及び目的）

第一条 市町村による工業団地、流通業務団地等の開発を促進し、もって地域の産業の振興及び雇用の創出を図るため、岡山県市町村営団地開発促進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合には、これを処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第七條 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

平成二十六年十月十日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額及び単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定を行う等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

国家公務員の特殊勤務手当の改正等に鑑み、離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業に従事した警察職員に対して特殊勤務手当を支給することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの一般地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴い、県が設立した特定地方独立行政法人に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員退職手当法の一部改正により、国において退職手当の調整月額が改定されることに鑑み、職員の退職手当について国家公務員に準じた措置を講ずる等所要の改正を行うものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本県の財政状況等に鑑み、引き続き、平成二十八年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について

事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県行政手続条例の一部を改正する条例について

行政手続法の一部改正に鑑み、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めること及び法令に違反する事実の是正のための処分等を求めることを可能とする手続を新設する等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付した地域経済活性化・雇用創出臨時交付金により積み立てた基金の処分が終了することに伴い、岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を廃止するものである。
- ◎ 岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
行政財産を使用する者の負担の公平性を確保するため、電気通信事業の用に供する線類のみを設置するために行政財産を使用する場合において、当該線類についても使用料を徴収することとする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について  
教育の再生、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てるため、法人県民税に係る法人税割の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例について  
住民基本台帳法に基づき本人確認情報を利用すること等により、採石法に基づく登録に関する事務等に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
土壌汚染対策法等の一部改正に鑑み、県の区域において土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県自然海浜保全地区条例等の一部を改正する条例について  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例について  
岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、附属設備使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について  
食品の安全性の向上を図るため、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準を定める等所要の改正を行うものである。



- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法の一部改正等に伴い、同法に基づく意見の聴取等に関する事務を高梁市、新見市及び真庭市が処理することとする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例について  
薬物の濫用による被害が深刻化している現状に鑑み、薬物の濫用の防止に関し、県の責務及び県民等の役割並びに県が実施する基本的な施策を定めることにより、危険な薬物の濫用から県民の生命及び安全を守り、県民が安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ったものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数及び利用定員の基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当生活介護及び基準該当短期入所の特例の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について  
介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、サテライト型居住施設の本体施設が地域密着型特別養護老人ホームである場合の医師等の配置の基準を設ける等所要の改正を行うものである。
- ◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定訪問介護事業者の訪問介護員等の員数等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等の一部改正に鑑み、サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置くべき従業者の員数の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に鑑み、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定居宅介護支援等の具体的取扱方針の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について

岡山セラミックスセンターの熱間圧縮強さ測定装置の導入に伴い、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例の一部を改正する条例について

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に鑑み、公益財団法人岡山県産業振興財団が設備の貸付け等を行う事業に係る資金の貸付事業を岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計において経理することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について

岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、設置の意義が希薄となった生物学研究所の設備を廃止したものである。

◎ 岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例について

岡山県営食肉地方卸売市場の円滑な管理運営を図るため、施設使用料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
道路法の一部改正等に鑑み、道路の占用入札における占用料の額の最低額の下限の額を定めるとともに、道路の占用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
総合グラウンドの野球場の照明設備の改修等に鑑み、利用料金の基準額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県風致地区条例を廃止する条例について  
倉敷市及び吉備中央町において風致地区内における建築等の規制に係る条例が制定されたことに伴い、岡山県風致地区条例を廃止するものである。
- ◎ 建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について  
建築基準法の一部改正に鑑み、知事がやむを得ないと認めて建築物等の制限に関する条例のうち一定の規定を適用しない場合に既存建築物を移転する場合を加える等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
建築基準法等の一部改正に鑑み、建築主からの申請等による構造計算適合性判定及び要除却認定マンシヨンの建替えに係る容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、知事等の給与及び旅費に関する条例に基づき給与及び旅費を支給する職員に教育委員会の教育長を加える等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について  
最近の治安情勢に対処するため、警察官を増員し、階級別定員を改めるものである。
- ◎ 岡山県警察職員賞しゅつ金支給条例の一部を改正する条例について  
岡山県警察職員に対する殉職者賞しゅつ金制度の充実を図るため、国及び他の都道府県に準じて、岡山県警察職員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、死亡した場合に殉職者特別賞しゅつ金を支給することとする等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
道路交通法の一部改正により自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行うこととされたこと等に鑑み、当該講習に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例について  
岡山県企業立地資金貸付基金により実施する事業の必要性が低下し、設置の意義が希薄となったため、当該基金を廃止するものである。
- ◎ 岡山市市町村営団地開発促進事業基金条例について  
市町村による工業団地、流通業務団地等の開発を促進し、もって地域の産業の振興及び雇用の創出を図るため、岡山市市町村営団地開発促進事業基金を設置したものである。